

第十九回 参議院文部委員会議録第三号

昭和二十九年二月十八日(木曜日)午前
十時四十九分開会

委員の異動

一月二十九日委員深川タマエ君辞任につ
き、その補欠として石川清一君を議
長において指名した。

二月八日委員大谷賛雄君辞任につ
き、その補欠として松本昇君を議長にお
いて指名した。

二月十日委員石川清一君辞任につ
き、その補欠として松原一彦君を議長にお
いて指名した。

二月十二日委員八木秀次君辞任につ
き、その補欠として永井純一郎君を議
長において指名した。

二月十七日委員松本昇君、大野木秀次
郎君、山縣勝見君及び高木正夫君辞任
につき、その補欠として田中啓一君、
中川幸平君、滝井治三郎君及び加賀山
之雄君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 川村 松助君
理事 剣木 幸弘君
荒木正三郎君
相馬 助治君

委員

木村 守江君
田中 啓一君
中川 幸平君
吉田 萬次君
加賀山之雄君
高橋 道男君
安部キミ子君

國務大臣

文部大臣

高田なほ子君
永井純一郎君

政府委員

國家地方警
察本部長官

大達 茂雄君

國家地方警
察本部長官

齋藤 昇君

國家地方警
察本部長官

山口 喜雄君

文部省初等中
等教育局長

緒方 信一君

事務局長

竹内 敏夫君

常任委員

工樂 英司君

常任委員

會專門員

全國地方教育
委員會連絡協
議會理事

平野 忠一君

参考人

全國地方教育
委員會連絡協
議會理事

平野 忠一君

本日の会議に付した事件

○理事の補欠選任の件

○教育、文化及び學術に関する調査の
件

(教員の思想調査に関する件)

○委員長(川村松助君) では只今から
文部委員會議を開会いたします。

先ず最初に理事の補欠互選を行ない
たいと思ひます。只今から行ないます
補欠互選は、理事八木秀次君が去る二
月十二日に委員を辞任されたため行
互選でございます。互選の方法は如何
いたしましょうか。

○高橋道男君 只今の問題は、成規の
手続を省略して、委員長において指名
せられんことの動議を提出いたしま
す。

○委員長(川村松助君) 高田なほ子君
から御指名
いたして御異議ございせんか。

○委員(長川村松助君) それでは私か
ら御指名いたします。相馬助治君に理
事をお願いいたしたいと思ひます。

○委員長(川村松助君) 次に教員の思
想調査について参考人から意見を聴取
する件についてお諮りいたします。磐
田市の教育委員長で、全国地方教育委
員會連絡協議會理事をしておられる平
野忠一さんを参考人と決定して御意見
を伺うことにいたしたいと思ひます
が、御異議ございせんか。

○委員(長川村松助君) 御異議がない
と認めます。

参考人の平野さんに一言御挨拶を申
上げます。本日は御多用中のところ、
遠路わざわざ御出席を頂きましたこと
を、當委員會を代表いたしまして、厚
く御礼申し上げます。

文部大臣、國警長官もお見えになつ
てございますから、御質疑のおありの
方は御発言をお願いします。

○高田なほ子君 今國警長官のほうか
らというお話ですが、折角大臣がお見
えになつておられますので、昨日若千
御質問を申上げて大臣の御意見も一応
承つたのでございしますが、その御意
見の中で、もう一度質したいと思つて
とが二、三ありますから、その点を
お尋ねしたいと思ひます。

先ず第一にお尋ねいたしたいこと
は、昨年の十二月二十三日に出されま

した教育の中立性が保持されてい
ない、この調査については昨日一応御答
弁があつたようでありまして、文部大臣
は教育の中立性が保持されているか
ないかという事例を、昨年の十二月に
なつてから突如としてこれを出しに
なつたように思ふのであります。こ
れをお出しになるまでの経過、並びに
大臣のこの間に処された各機関にお
けるお立場などについて一応承つてお
きたいと思つてあります。

○國務大臣(大達茂雄君) これを出し
ますまでの経過というふうなお尋ねで
あります。これは中教審の答申に
も書いてありますが、これは又昨日日本
會議場においてもお答えを申し上げまし
たように、頻りに新聞記事が報道され
ておつたことは御承知の通りでありま
す。或いは京都における記事が報道さ
れ、或いは又滋賀県で、その他あ
つちこつちに亘つて学校教育の政治的
中立に關係をして報道がされてあつた
のであります。その真相を新聞記事だ
けによつてこれを直ちに推測すること
はできない立場でありますから、その
実情を詳知するために、政府機關であ
る教育委員會のほうに通牒をしてその
報告を求めた、こういうわけでありま
す。

○高田なほ子君 これは中教審の答申
案によつて、教育の中立性を維持する
ために適宜な措置を講ずるよう、大ま
かな答申案を私は拝見しておるのであ
りますが、それに基づいての調査でござ

いたしましたのです。か、新聞記事だけに
よつてこういうものを出したになつた
のでございせんか、どちらでございま
すか。

○國務大臣(大達茂雄君) これは中教
審の答申には關係ありません。

○高田なほ子君 そうすると新聞記事
にたくさん報道されたと言われま
すが、主にはその新聞の記事はいろいろ、私
もかなり取つてはありますけれども、
どういふ点を一体文部省は主として調
査されたのですか。ちよつと私の質問
が漠然としますが、例えば山口の記事
とか、赤い学校とか、赤い教育とかい
うようなことを見られてこういう調査
を出すという氣持になられたのです
か、どうなんでしょうか。

○國務大臣(大達茂雄君) 山口の場合
は、これは昨年の七月頃であつたと思
ひます。これにつきましては、當時大
体の事情は教育委員會のほうから、こ
ちらから言わないうちに向うから報告
があつた、それに基いて中立性維持に
關係する通牒を一般に出したことは、
これはよく御承知の通りであります。
それとは別でありまして、山口県
の事件があつたために出した、こうい
うわけではないのであります。この通牒
を出したのは十二月の二十三日付にな
つておりますが、昨年の年末に至りま
して、十一月を廻つたかも知れませ
ん。十二月頃になつて各地のいろいろ
の新聞記事でそういう報道がありまし
たのでこの通牒を出した。これはこの
通牒の写しをお持ちになつておるよう

昭和二十九年二月十八日
【参議院】

でありますから、その文句を御覧頂ければ、どういうことを調査の対象としておるか、それからどういう事情で通牒が出されたか、その点おのずから明かであると思います。

○高田なほ子君 大臣は大変今日お顔色が悪くて、お答えも何か非常に切口上で、私は辛うに思いますが、何かお加減が悪いんじゃないですか、そうでなければ、私も決して大臣個人に悪い感情を持つたり、敵対的な気持で御質問申上げているのじゃないのです。非常に私はやはり大臣と同じような気持で日本の教育の在り方というものについて、どうかして正しい方向に持つて行かなければならないという切羽詰つた気持で昨日から大変失礼な申しようもしたと思えますけれども、どうかその感情が若しお残りになつてゐるようではいけませんから、一つ丁寧にお答え願ひたいと思ひます。

それではお尋ねいたしますが、これは事務的なことで失礼な質問かと思いますが、新聞の記事と言われますが、どういふ記事を文部省のほうで資料としてお集めになつておるか、やはりその集められた資料によつて傾向がわかると思うのですが、この資料があつたらお出し願ひたいことが一つ、それから一つは大臣は新聞記事と言われますが、私は差當つて大臣が非常に注目されているのは、やはり言うところの左がかつた傾向に対する調査じやないかというふうに、これは私の臆測ですが、考えられるのですが、教育の中立ということとは、ちよつと左がかつたものを調べるというのでは、それは中立を守るための調査だというふうには私には考えられないのです。むしろ憲法

の精神と反対の方向の教育をやつてゐる学校、これはかなりあるのです。これは新聞の記事には最も顯著なものが、栃木県、秋田県或いは山梨県、千葉県、長崎県、佐賀県、群馬県、ここでもちよつと取上げてもかなり相当の、天皇を神格化して、天皇のお写真の前で校長が訓話をする、天皇の批判をしたという理由で教員を首にしている、こういうような、誠に軍国主義教育の方向に戻つてゐるような、教育基本法と全く反対の立場をとつてゐる教育が行われている学校、そういうような学校に対しては文部省としてはどうう一体調査をしようとし、又調査をされたのか。これに対して大臣はこういう過去の軍国主義教育に類似する教育が行われている現実に対して、大臣はどういうお考えを持つていただけるか、この点をお尋ねしてみたいと思います。

○國務大臣(大蓬茂雄君) これは私もとしましては、今お話になりました通りに特に左がかつたことだけを調べるといふ、そういう立場はとっておりません。これは通牒で御覧になりましてもおわかりになりますように、特定の立場に偏した内容を有するもの、これは何も左と限つたわけではありません。ただ当時新聞等いろいろ出ました私どもの眼に触れた記事は多くいわゆる赤の教育或いは左がかつたことであるとかいうようなことがかなり新聞に出たのであります。私もとしましては新聞記事によつて調査をしようとかいふ気はないのであります、従つて特にあちこちの新聞を特別に集めて調べたというわけじゃありません。ただ東京の大新聞であるとか、京都あたりの大新聞の京都版ですか、そういう

ような極く普通に私どもの眼に触れる範囲で、かなりいろいろの報道がありましたから、それでこれは全国各地の各県教育委員会に宛てて、実情の調査をして行く、その調査の対象は今申上げるように特に右とか、左とか、そういう限定をするわけじゃないのであります。それで又これは或いは要らんこ

となるかも知れませんが、憲法に反しておるとか反してないとか、こういう考え方を標準にして調べるといふこともありません。つまり政治的に非常偏つた立場の教育が行われておるかどうか、それを調べている。無論皇室内と言いますか、天皇に対して非常に罵詈雑言に類することが教室内で或いは運動会等においてそういう事例があった、こういうことも高田さん御承知のようにいろ／＼當時出ておりました。大阪のほうの学校であるとか或いは東京のこれは朝鮮人の学校であるとか、千葉県の学校であるとか、これも一応私どもはそういうものの実相を究めたい、これは憲法に反しているとか反してないとかいう問題ではありませんが、併しこういうことが非常に偏つた立場でそういう教育が行われている、こういうことであれば、これは私どもとしてはやはり無関心ではおられないのでありまして、憲法云々ということを頻りとおつしやるが、天皇は國家国民の象徴であるという点において、これは憲法第一条の一つのやほりて、これは憲法第一條の一つのやほりて、基本的なものであります。これに罵詈雑言であるとか或いは天皇を寄生虫であるとか、言うようなことはこれも私としては一応実情はどうであるか、それが直ちに教育の中立性を侵しているとかいないとかいうことでなく、結論

は新聞記事では出しません。これを案
情に徴して判断したい、こういうこと
で資料の報告を求める、こういうわけ
でございます。

○高田なほ子君　もう一つ、荒木先生
も関連がおりになると思いますか
ら、あと大事なところをちよつとお聞
きたいでしょう。

査と自由党政調会の対象校というものは殆んど一致をいたしているのじやないかと思ふのですが、こういう一部のいわゆる新聞に報道された傾向を調べるのに対して、その教育委員長を通して全国にこういう調査をされたということに対しては、私はかなりの行き過ぎがあるのじやないか、こういうふう

査、この尺度は憲法、憲法と言うけれども、まあ余りそういうものにこだわらないというお話でありましたが、これがやはり観点の相違なんじやないかと思います。これはまあ水損論になりますから、私はここでそういうことをなが／＼と申上げたことはないのですが、やはり教育の方針というものは、つきりとしたここに一つの方針の上に組立てられているはずでありますか、どうか、どうしても教育の中立ということと

に考へるので、見解の相違など言へばそれまでのことですが、こんなによつて全部を、而もこの調査の内容と云ふものを一項目々ここで検討して行くのと、甚だその、私に言わせれば相当に研究しなければならぬような項目を挙げて調査を命ぜられてゐるのです。が、大臣はこれに対して少し行き過ぎ、じやなかつたのかなあと、思ひすこしじやなかつたのかなあ、というぐらひの氣持はお待ちになつておられませんか。

○國務大臣(大連茂雄君) 私どもはこゝの地方の学校の、實際どういふふうな教育が行われているかということについて直接自分の手で資料を持つ立場にありませんことは御承知の通りであります。従つてその学校の運営の責任を持つてゐる機関であるところの教育委員会というものに聞いてみなければなりません。こういう立場であります。私どもはただそこに新聞に出て来たそれを直ちに取上げて問題にしておるといふことではないのでありまして、つまり頻りにそういうことがちよい／＼出て来るということについて関心を持つておるのであります。これはその事件、例えばばかの何か犯罪事犯のような關係でそこにたま／＼何かあつた、事故があつて、自動車に子供が轢かれたとかいふような、そこに特定した事

情であれば、それは何も全国に報告を

でもう終りますから。

つまり何です、大臣は全国の教育

だけに注意が行くということは、これ

う。この通牒の中から一つもそういう

したらどうですか。

○荒木正三郎君 それは私はどなたも

微することはありません。併しこの教

の奥情を知りたいと、又私はお知りにな

は私はむしろ一方に偏した調査になつ

ことは出るはずはない。これはこの内

○委員長(川村松助君) 中川君の御意

育の場におけるそういう傾向といいま

なることは結構だと思ひ、又その責

任でもあると思ひ、お聞きになります

十分である、或いは不適当であるとか

○委員長(川村松助君) いや、委員会

すか、そういうことが、そのところに

だとうい調査をした場合に、何もそ

を言ふたのであります。これは都道府

を有する教材云々、あれらを飛ばして

○委員長(川村松助君) 意見ではな

がないという証明があるならばそれは

は私はいけなくとも思ふ。

は私はいけなくとも思ふ。

は私はいけなくとも思ふ。

○委員長(川村松助君) 意見ではな

何もないのであります。併しこの教

は私はいけなくとも思ふ。

は私はいけなくとも思ふ。

は私はいけなくとも思ふ。

○委員長(川村松助君) 意見ではな

ことがよい、新聞に出るというこ

は私はいけなくとも思ふ。

は私はいけなくとも思ふ。

は私はいけなくとも思ふ。

○委員長(川村松助君) 意見ではな

とが、現在の各地域に亘つての学校教

は私はいけなくとも思ふ。

は私はいけなくとも思ふ。

は私はいけなくとも思ふ。

○委員長(川村松助君) 意見ではな

育というものが、そういう事例がほか

は私はいけなくとも思ふ。

は私はいけなくとも思ふ。

は私はいけなくとも思ふ。

○委員長(川村松助君) 意見ではな

に出た事例についてもその真相はどう

は私はいけなくとも思ふ。

は私はいけなくとも思ふ。

は私はいけなくとも思ふ。

○委員長(川村松助君) 意見ではな

であるのか、新聞の報道は必ずしも正

は私はいけなくとも思ふ。

は私はいけなくとも思ふ。

は私はいけなくとも思ふ。

○委員長(川村松助君) 意見ではな

確とは言えないのであります。併しこ

は私はいけなくとも思ふ。

は私はいけなくとも思ふ。

は私はいけなくとも思ふ。

○委員長(川村松助君) 意見ではな

ういう点について調査をしたい。これ

は私はいけなくとも思ふ。

は私はいけなくとも思ふ。

は私はいけなくとも思ふ。

○委員長(川村松助君) 意見ではな

は全国の学校についてしなければなら

は私はいけなくとも思ふ。

は私はいけなくとも思ふ。

は私はいけなくとも思ふ。

○委員長(川村松助君) 意見ではな

教育の基本法にも、教育の目的が示されておられます。この目的を実現するためにやるものだと私は思っているんです。ただ政治的中立を守らなければならないという意味は、地方公務員法にもありまして、その意味なら了解できるのですが、先ず、この通牒がこれは誤りであるのか或いはどういふことなのか、説明して頂きたいと思います。

○國務大臣(大達茂雄君) これは、中立性ということとは法律に使つてある言葉ではありません。中立性と、ここに言う意味は基本法第八条の第二項ですか、第二項にある特定の政党を支持し、又はこれに反対するための教育、こういうことをその実質から見て、教育の政治的中立性というふうに一つに言つてゐる、いわば俗言であります。

いうふうにあるので、これは政治的な中立性であるという意味であることは、これはいろいろ／＼な関係から、これを受取る側から見て、特に疑問を生じないものと私も思つております。若し地方教育委員会のほうで、この通牒文の意味について疑義があるとか、内容が不明確であるということであれば、改めて地方からその意味を質されるということがあると思います。これは、すべていろいろ／＼な場合に通牒、通達その他の場合、どういうふうに、これはどういう意味かということとは種々照会があることであります。これは法律の文章ではありませんで、いろいろ／＼これを字義の上で御せんさくになれば、それはいろいろ／＼不十分とか何とかいう問題はあります。ただ私どもが出した意味は、只今申上げましたように基本法の八条の二項にあるそういうような教育、これが中立性を襲うところの教育、こういうふうに考えておりますので、それは受取るほうでもわかつておると思います。

それから、この地方公務員法に中立性とか中立という字がありますが、これは教員の政治的中立で、これは教育の政治的中立とは違うと思うのです。教育は中立性はあり得ないというお言葉は、それはあなたの文字の解釈のもので、私どもは八条の二項の場合のことを言つておる。だから中立性という字と全然離れてお考えになれば、それは又別な議論になりますよ。

○荒木正三郎君 これは大臣が訂正をされたのか、されないのか、私にはよくわからないのですが、教育の中立性ということはあるという御所見であつたのか、ここに書いてある意味は、政

治的な中立性という意味を持つているのだと、こういうふうに補足されたのか、どちらであつたのですか。

○国務大臣(大遠茂雄君) 私の言つたのは、八条の二項の中立性が保持されていらないという意味は、八条の二項に抵触するような教育が行われていると、こういう意味であるということを示上げたのです。

○荒木正三郎君 それでは私はこの通牒の取扱について疑点があるのです。というのは、教育基本法第八条の二項について調査をしたい、こういうことであるわけであります。そうすると少なくとも私の考えでは、単に公立学校についてだけ調査をするということとは、片手落ではないかと思うのです。少なくともこの基本法第八条に謳われ

ているのは、公私別はないと思うのです。全股について調査するという態度でなければならんと、こういうふうに感じるわけなんですが、併しこの通牒を見ると、都道府県教育委員会に対しておられる、或いは私は、今お出しになつていないのかも知れませんが、都道府県の知事にもお宛てになつていないのか、その点もお伺いしたい。

とりになつてゐると、今の片手落とか何とかいうことはありましようが、と
いう考えは出て来るかも知れないが、
これはただ実情の報告を求めているが
けです。成るほど私立学校につい
て、知事に報告を求めたほうが尙更上
かつたでしょう。これはそこから言
と片手落で、それで私立学校につい
どうして報告を求めなかつたかとお
しやれば、その通りであります。太
体公立学校というものが、教育委員
会というものが始終終に出て来る
すから、又公立学校というものが、殊

に義務教育の方面におきましては何と
言つても一番大きいものでありますから、私どもとしては全体の学校教育の、動向といひますか、そういうことをやりたいと思つてゐるわけで教育委員会に出した。成るほど私立学校についても、知事のほうに報告を求めれば、なお十分であつたろうということは言へると思ひます。

か、これは私の単なる疑惑であるかも知れません。併しこの通牒から見て、私はそういうふうに感ずるのです。そういうふうに感ずることは、今申したように或る部面だけ調査されているということからそう考えるわけなのです。ですから、これは私立学校も調査をしたほうがよかつたというような簡単な問題にやなしに、かなりそういうことを考慮されて調査されているのじゃないかというふうに私は受取つてゐるわけでありませう。そういう点はどうか。

○国務大臣(大達茂雄君) 法律案は最近に提案されるのでありますから、その法律案についてよく御覽を頂きたいと思ひますが、只今私どものほうで成案を得ております法律案の内容は、公立学校たると私立学校たるとを問はず、これに対して外部から教育の政治的中立性を被すような働きかけをするということに対しては、同じように規定

を設けておるつもりであります。ただ教員の政治的行為についての制限をするという点につきましては、これは公務員であるのと公務員でないのと、という根本的なそこの違いがありますので、これは公立学校だけに限らず、併し私立学校も含めて、義務教育小学校において教育の中立性が破られるようなことを、外部から扇動攻撃して働きかけるという点につきましては、やはり同様に法律の適用を考えているわけでありまして、ただ、今おつしやつたような気持はちつともない。

○荒木正三郎君 それは御意思はなかつたかも知れませんが、私はもう一つつた問題からも疑念を持っているのです。それはいわゆる中立性に関する調

査においては、主としてこの内容は教育がどういふことをしたかという調査にとどまつておりますが、併し中立性を保持するという問題になると、これはいわゆる教育委員会とか或いはPTAとか、そういうものの働きかけが実際の教育を枉げて行く、こういう例が私どもはあるように聞いているわけなのです。だからそういう面も調査しなければならぬと思うのです。本当に中立性を保持して行く対策を立てる必要がある。こういう考えに基いて調査をされたのであれば、私は教員のそういう教育活動だけを調査するのでもなしに、外部からのいろいろの働きかけであるとかアクトとか、そういうものが教育に何らかの悪い影響を与えていないか。これは私は外部のいろいろの団体でもよろしいし、又教育委員会自体についても私はそういうことがあるということを聞いております。ですから、そういう面も調査されて然るべきであるというふうに考えているわけなのです。併しそういう面は一向に調査されていない。こういう点について疑点を持つてゐるわけなのです。

○国務大臣(大達茂雄君) 先ほど、これはこの通牒……お手許に通牒あります。

○荒木正三郎君 ええ、あります。

○国務大臣(大達茂雄君) この通牒で御覧になればよくわかりますように、こういう事例が新聞等に報道されておつて、これは真偽のほどはわかりませんが、そうすれば文部省としてそれに無関心であるということは、これは職務上できません。これをよそ事のように聞き流しておつたのでは、これは文部省としての怠慢であり、又無責任の

そしりを免かれんと私は思います。その意味において、この通牒を出して、事情の報告を求めたのであります。必ずしも今度の法律案を提出するについで、無理やりにそういう事例を振り集めて、そうして法律の裏付けにする、こういうものでもない。併しこういう事実があれば、それは同時に、今度の我々が考えておる法律案の必要なゆえんが更にはつきりする、こういうことは明瞭であると思ひます。無理やりに先生を圧迫して、事情をこじつけてでも、そういう材料をたくさん集める、そういうような意図のないことは、この通牒自身を御覧になればよくわかることでもあります。

それから、成るほど外部からの働きかけ、それはPTAの手でやられる場合もあるかも知れない、或いは又教職員組合の手で行われる場合もあるかも知れない。或いは又教育委員会のほうからそういうことが、圧力を加えられなければならないかも知れないのでありますけれども、私もとしては、的確なこれに対する調査機関というものは持たないのではありません。これを警察その他の方面に依頼をして調査をするということになれば、これこそ非常な行き過ぎでありまして、私はこの学校の教育、結局帰するところ学校の教室内部における教育の問題でありますから、それについて事例を求めれば、その詳細な事情を若し報告されるものなら、こういう教育が行われるに至つた、どういふ関係でそういう教育が行われたかという点も明らかになるものもありましよう。これは昨日も高田さんもおつしやつた。それは文部大臣としては当然そういう報告を徴すべき関係

であることは、教育委員会に対して報告を求めるといふことは、法律に書いてあるのであります。そういう成規な調査の途が立つておる。併し教育委員会が何をしておるか、或いは又教職員組合がどういふことをしておるか、又PTAがどういふことをしておるか、これは文部大臣が何らかの、つまり法律の規定を離れてです、法律の権限を離れて、何らかの方法によつて根拠り裏取り調査して行くということになれば、これは非常な行き過ぎの面が出て来ると思ひます。私は法律に与えられておる、而も一番中心のこの学校の教壇におけるこれは最終の問題でありますから、それに關連して教育委員会に報告を求めておる、こういうことだけであります。決して荒木さんの言うように、何か特に片手落をしたとか、特別な圧迫を加えておつたとか、特別な意図の下に無理やりなことを申したとか、そういう気持は全然ないのであります。するとこの実情が若し詳細に報告されてあれば、それが、こういう教育が行われておる、或いは行われた例がある、それは外部からこういう働きかけがあつて、それに基いたものであるのか、その点までが明瞭になれば非常に結構であります。併し私も、教育委員会というものは、報告を求める権限がありますけれども、そうでないものにどうして調査するか、その場合に非常な行き過ぎが起るのであります。その途はないと思ひます。

○荒木正三郎君 それでは私は大達文部大臣にお尋ねをいたしますが、今度の調査について、文部大臣は國警長官或いは地方教育委員会の連絡協議会長と連絡をとられたことはございませんか。

○国務大臣(大達茂雄君) ありません。

○荒木正三郎君 それでは國警長官にお伺いします。今日はそういう意味で会長に來てもらうように、私が特に申し上げたのはここにあつたのですが、代理のかたではおわかりにならない点があるかも知れない。そこで齋藤國警長官にお尋ねいたします。これは私こういうふう聞いてゐるのですが、これが、これが事実であるかどうか、齋藤國警長官のほうからお伺いしたいと思ひます。それは昨年の暮です、大達文部大臣、田中次官、緒方局長を初め、齋藤國警長官或いは風巻会長、或いはその他の人も併せて、この調査の問題について協議をせられた、こういうことが伝えられてゐるのですが、そういう事実はございませんか。

○政府委員(齋藤昇君) そういう事実は全くございません。又そういう会合等があつたことすらも存じません。又こういうような事例について文部省の、大臣は勿論のこと、次官、局長その他のお話し合いというものは全然ございません。

○荒木正三郎君 私は齋藤國警長官については若干お尋ねしたい問題があるのですが、これはあとに廻します。

○相馬助治君 昨日同僚議員の高田君の質問に答えて、問題になつてゐる通牒は文部大臣が当然の権限に基いてなされた、こういうことを申されて、文部省設置法の第五條及び教育委員会法の五十五條、これに基いてなされたという意味の答弁であつたように、私は昨日の話を承知したのであります。そこで先ほど荒木君の質疑に対しては、御見解のようですが、私はこれをもう少し敷衍してお尋ねしてみたいと思ふのです。文部省設置法に明らかなのであるように、五條の規定というのは、私の理解する限りにおいては、極めて事務的な学校経営、又國の教育を見て行く場合の極めたるものな調査或いは資料の提出を求めるものと解釈するのであります。という理由はここに明らかなに、「但し、その権限の行使は、法律に従つてなされなければならぬ」と、こういうふうにあるからです。そこでこの通牒の具体的な内容を有する教材資料を使用している事例、これが一つです。「又は特定の政党的主張を移して児童・生徒の願望に即しうとしてゐる事例」、この今私が言つた後段は明らかに教育基本法の八條の二項に、「法律に定める学校は、特定の政党的主張を移して、又これに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」とありますから、この教育基本法八條の二項に違反した事例の提出を求めたとして私は了解しました。問題は、あるのですけれども、一處了解しました。前段の「特定の立場に偏した内容」といふのは、この特定といふのは何ですか。私は話が食い違ひないために、私の聞いている基本的な立場を明確にしますと、曾て教育勅語によつて子供を教えた時代があります。この内容がいかに悪いかは別として、これに權威を持たせて教育が行われた。現在においては、民主憲法に基いて教育はなされてゐるはずであります。そうすると私どもは憲法そのものに異論をなすも

のはあるけれども、少くともこの教育の機関にその職を盡し、食んで子供を教育している教師は、真摯の前に勇敢でなければならぬし、又憲法を守ることは憲法九十九条の規定で明らかであるように、一般国民より義務づけられている、そういうふうになつて来ると、私は特定の立場というのがあるが、全くわからなくなつて来る。どういふのがこの場合の特定の立場なんですか。

○国務大臣(大達茂雄君) 先ほど申し上げましたように、学校における政治的中立性が維持されているかどうか、こういうことに關する調査であります。それは最後に、「事例等、教育の中立性が保持されていない事例について」とは、その内容として、ただ教育の中立性が保持されていない事例というのでは内容が漠然とするのであろう、「その通り」と呼ぶ者あり」こう思つたので、その内容として、特定の立場に偏した内容を有するもの或いは又特定の政治的主張を、こういうふうに分けて、その内容をできるだけ具体的にしよう、こういう考えから書いたものであります、これは……

○相馬助治君 話中ですが、それは混線している。私はなぜそういうことを書いたと聞いていない。

○国務大臣(大達茂雄君) 私の答弁を終りまでお聞きになつたほうがいいでしょう。

○相馬助治君 間違わないで答弁して下さい私の聞いてるところと。念のために言うが、私が質問しているときにそつちで何かしゃべつていたのだから、間違つては駄目ですよ。

○国務大臣(大達茂雄君) しゃべつておろうがおるまいが、それこそ基本的人権の……(笑聲)教育の中立性が保持されていないという事例のところで引括するものでありますから、その内容は政治的に一方の立場に偏した、こういうふうにと読めると私は思います。先ほど申し上げたように法文にやありませんから、そう非常に練りに練つて拵えたものでなく、これは極めて当然の通達だと今でも思つておりますが、これほどやかましいことになるなら、そういう問題の起らんように、もう少し文句も丁寧に書いたかも知れませんが、併しこれは私から言えば極めて事務的な報告である、こういうふうにして思つております。そういう意味で、この「特定の立場に偏した内容を有する」ということは、特定の政治的立場に偏つた内容を有する、こうお説きになつて頂きたい、又そう説めるものとは私は思ひます。

○相馬助治君 甚だ迂闊であつたというふうな意味のことを今おつしやつたが、初めておつしやつた。昨日の高田君の質問には、ちゃんとあなたは正面から太刀打ちして、法の規定に従つて文部大臣に与えられた権限によつてやられたという、私はその言葉を認めて用いてやられたのだと、前段に私は言つた。そうするならば、その権限というものは無制限に与えられているのではなくて、権限の行使は法律の枠内だと規定してある。いいですか、それだから私はその法律の枠内というものは何だかというのを基本法で見ると、特定の政治的支持、宣伝をしてはいけないと、こう書いてあるものだから、通達

の二段の「特定の政治的主張」の通達はわかるといつてゐるのです。この通達はわかるといつてゐるのです。私はこの通達が全部駄目だといつてゐない。このところはわかるといつてゐる。ところが前段をなしている「特定の立場に偏した内容を有する」と、これは何を一体目途として調べようといつてゐるのだ、具体的に言えば、特定の立場とは何なんだとお尋ねしてゐる。

○国務大臣(大達茂雄君) 特定の政治的立場に偏したと書いてある。

○相馬助治君 そうするとこの前段と後段は全く同じものですか具体的に言つて。

○国務大臣(大達茂雄君) 大体同じです。

○相馬助治君 大体同じという。○国務大臣(大達茂雄君) これは「教材資料を使用している事例」というのです。

○相馬助治君 教材とか資料とかいつてゐるのじやないのです。

○国務大臣(大達茂雄君) それを言ひてゐるのですよ。

○相馬助治君 最後まで聞いて下さい。(笑聲)私は大達さんが故意に質問を外らしてお答えになつてゐるやうに思われるのです。あなたはわからないはずがない。という理由は、法律の枠内、通達を出して調査する権限が文部大臣に与えられてゐるのです。その法律の枠内「特定の政治的主張」といふものがあるから、この後段はわかるといつてゐる。前段には「特定の立場に偏した内容」とあるから、その具体的な内容は何なんだと聞いた。そ

うしたら下の段の「特定の政治的主張」と大体同じだ、こういう意見なんです。大体同じということは、全く同じではない、全く同じでないといふれば、その小部分でも違ふところはどうなんですか、それは何なんですか。

○国務大臣(大達茂雄君) 成るほど相馬君のおつしやること、ちよつと私取違えておりました。文部省設置法の第五条に「左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律に従つてなされなければならない。」つまり報告を求めるということが、法律によつて無制限にやつてはいけないのだということ、この場合はその法律によるといふことは、教育委員会法第五十五条に報告書の提出に關することが書いてある。「文部大臣は、都道府県委員会及び地方委員会に対し、各所轄区域の教育に關する年報その他必要な報告書を提出させることができる。」この法律は教育委員会法の規定が、これが第五条のこの「権限の行使は、法律に従つてなされなければならない。」この教育委員会法に定められている規定ですね、これが五条のところに言う但し法律に従ふなければならないというやうなこれなんです。そう私は解釈をしておる。八条の二項というものはこの法律に従つてということではないと私は思ひます。

○相馬助治君 この教育基本法というのは法律的に見て基本をなすこの親法案だと思ひます。ですから例えばこの通達、私の私見を以つてすれば、教育基本法八条に違反した事例が学校にあるならば聞かしてくれというならば、これは誰でもわかるというので、ところがこういふ思ひ振るな、

私の言葉を以つてすれば、こういう思ひ振るな通達が出たから問題ができたのです。そこでこれは専門屋でない文部大臣にこれ以上字句の解釈について聞いてもちよつと困るから、この質問は了解したいが保留して次に行きますが、これに連関して次に行きますが、これは強制的な意味を含んでおりますか。返事を必ず求める強制的な意味を含んでおりますか。

○国務大臣(大達茂雄君) 強制する法律關係はないと思ひます。ただ文部大臣は教育委員会に対してそういう提出を求める権限は持つております。ただ報告を出さない場合にどうしても報告をさせる、つまり拘束する権限はないと思ひます。

それから今の關係は非常にあなたのほうが少し法律を説き進めていらつしやうはしないかと思ひますが、さつき言つたように五条の法律に従つてなされなければならない、こういうことは一応文部省の権限というものははずつと並べてある。これはそれ／＼の場合に別途の法律によつて裏付けなければならぬ、こういう意味であります、この問題の場合は教育委員会法第五十五条がその法律というものに當る。その調査の内容なり報告の内容というものが一々どこかの法律に内容的に基礎がなければならぬ、こういうものではないと私は解釈してあります。例えば修学旅行についていふ／＼の行儀の悪いこととがあるといふこと、それはどうなつておりますかと、いろ／＼万般のものについて教育委員会が所管しておる事務の殆んどすべてについて報告を求めて差支えない。修学旅行についての規定が法律にあるとなかうと、事

いやしくも教育委員会が所管しておる学校についての教育内容については、或いはその教育の事務についてもそうですが、これはすべてこの報告を聴取する範囲である。私はそう解釈しておる。報告の内容が一々この法律に内容が規定してあるものだけに限るのだというふうなあなたの御見解は、それは法律の解釈としては私は全然違うのでありまして、又法律はそういうものではない。お前は素人だからわからんのだというお言葉であつたが、文部大臣は文部省の法令については有権的に解釈する立場であります。素人ではわからんでは済まされないもので、それだからこれは学校教育のあらゆる面について、例えば修学旅行のことでも何のことも報告を求め得るのです。修学旅行がほかの法律に書いてなければいかに、こういうものではない。或いはあなたのほうの学校で、教育委員会ではどれだけの人数になつておりますか、或いは給与はどういうふうになつておりますか、この報告も勿論求められます。これは一々法律に書いてあるかないかということは問題ではない。これはあなたのほうで法律を読み違えていらつしやる、こう思います。

○相馬助治君 ですから私は最初から私の話をよく大臣は聞いておきなさいと言つておいたのですよ。私の質問をもう一度繰返しますと、高田君の昨日の質問で、こういう内容の通牒は誤解を招くし、そうして又いろいろ問題を起すのだが、どうして出したのか、何によつて出したのだ。こういう質問に對して、あなたは法律が定めた文部大臣の権限に基いてやつたのだ、こういふも突つ放した。だから私はその言葉を一応認めましようと言つて前段で、わかりました。

それじゃ今度は法律のどれによるのかというのを調べて参るといふと、さつきの五条に來た。そうしてそれは法律に従つてなされるというの、文部省が間違はないように立法の手續の……、立法者の意思は法律を超えないでという意味で作られたか知らないけれども、当然その内容までこれは規定されて来るはずで、ですから私の解釈が拡大解釈だとは非難を受ける場合があるかも知れないけれども、相馬君は法律を読み違えておるといふのは失礼の上ないもので、私がそう言わざるを得ないような議論が昨日から出てゐるので、それだから当然法律の規定してゐる内容について、あなたは一つもこの通牒をおかしくないといふから、法律の規定してゐる内容について尋ねたのだから、後段のほうは八条の二項でわかるが、前のほうはわからなから、この特定といふのは何ですかと、こう私は聞いてゐるわけですよ。いささか私の場合には牽強附会でもなければ、法律も読み違えてゐない。あなたの理論を立論の基礎としてものを申すところといふことになるから尋ねて言つてゐるのです。併し先ずそれは保留しておきます。

それで、こういう誤解がありそうなるものを敷衍して、そうして具体的に、こういうふうに通牒をしようとも何とも言わすにして一片の通牒を出した。見ればこれは局長緒方君が命によつてこれを出すとも何とも書いてない。緒方君自身の意思で出したとも受取れ、又質問してゐるといふと文部大臣の意思が含まれてゐるといふことがやつとわかつた。そこでこの通牒の結果について、大臣或いは局長が教育長を批判した事例がありますか。即ちあなたの県は大変にいい報告をくれたとか、いや、あなたの県はどうもうまくない、非協力だ、こういう事例がありますか。

○國務大臣(大達茂雄君) そういう事例はありません。

それからなお、これであなたは打切るといふことでありましたが、特定の政党的政治的主張云々、それから或いは政治的立場によつて、特定の政党的政治的立場によつて協力を云々、これは基本法の八条の二項といふものがあるから、その調査といふことならばわかる。併し特定の立場に偏した内容を有する教材云々、これは八条の二項の枠の外だから、従つてそういうものについての調査する権限はないはずだ……。

○相馬助治君 そんなこと言つていない。何ですかと聞いてゐるのですよ。わからなから。

○國務大臣(大達茂雄君) それは先ほど説明したように、特定の政治的立場に偏した内容を有する教材資料を使用してゐる事例、こういうことです。これは極めて明瞭です。これは読んで御覧になればわかるのですから、これがわからんからどうしてもわからせると言われても、これはなか／＼むずかしい。

○安部キミ子君 文部大臣にお尋ねいたします。先ほどから教育の中立性といふことについて大変議論が沸騰してゐます。そこで私は現場の先生が、どのように教育の中立性を理解してゐるかについて非常に混乱するだろうと思ふのであります。で、最もわかりや

すく私が具体的に、私は曾つて長い間教壇に立つておりましたし、それから現在も小さな子供を扱つておりますので、子供の教育といふものは実に偽りのないものであると私は信じております。そういう意味において、先ほど文部大臣が教壇の問題だと、こうした事実に基づいて言われたことに對しては、私は敬意を表したい。ただお役人さんといふふうなあなたたちが、概念的にこゝうであるべきだといふような指令を出したり通牒を出したりなさいますと、實際の場合に突に困ることが多いのであります。今例を中学校の三年生、二年生を御覧になりますと、非常に時事問題とか、或いは新聞、ラジオ、あらゆる報道機関に関心を持つものであります。恐らく今頃の中学校、高等学校、或いは小学校でも、相当頭の進んだ子供であれば、今日問題になつておりますところの保全経済会の問題だとか、或いは造船廠の問題だとかといふふうなもの、或いはラジオを通していろ／＼な批判がなされております。新聞を通してやま／＼いふ／＼な立場でいろ／＼議論されております。こういうことを早速教室に持込んで参ります。そこで先生に、先生、自由党の代議士が召喚される可能性があると云うふうないろ／＼の事実をそのまゝ、生のままで先生に持つて來て質問します。そうしてそれはどういふ意味ですかと、こういう質問をしましたと云ふに、その先生は一体どういふふうにお答えなさいのですか。これは自由党の代議士であります。そうしてどういふことをしたといふことが新聞の報道を通してだけの観察だけでも一応先生は子供に答えなければならぬ。そう

いうことになりまして、その先生は教育の中立性を保持することができなかつた事例として参る可能性もある。

もつと私が一番記憶に生々しい問題で、道義の高揚といふことを文部大臣はじめ総理大臣も言われます。併しその道義の高揚が総理大臣の口から出ながらも、自由党ではこのようないろいろなスキヤンダルが各委員会問題になつております。過日内閣の問題でこの前一度大臣にもお話をしたことがありますが、私が昨年の七月十九日の基地反対の大会に参りまして、雨の降る中を現地視察に参りました。その数日前に内閣の婦人会が、あれは外務大臣との約束では、あの内閣の基地の接収は三月三十一日を期限としての約束であつたから、もうその日も過ぎましたから返して下さいと、この通り証書も漁業会には出ております。それなのに政府は嘘をつかれるといふようなことで大変揉めました。そうしていろ／＼ないきさつがございまして、とにかくにも押付けのような行き方と云うか婦人たちに与えた、或いは村民に与えた偏見、気持とすれば、政府は約束を守らない、嘘つきだといふことになつてしまつてゐる。この事実は学校では今度は子供の間で、何か子供が一人嘘を聞かして言いますと、お前は政府だといふやうなことで、間違つて言いますとお前は政府だ、嘘つきだ、政府だ、政府は嘘つきだ、こういうふうなことになる。そういふやうなことになる。先生は道義の高揚、嘘を言うてはならない、こういうやうなことを教えますのに、どうしても政府といふことになり、自由党といふことになりまして、自由党がそういう

伺いたいと思います。

○国務大臣(大達茂雄君) 教育において、政治教育といいますが、政治的な知識或いは又その判断力、批判力というものを培養に与えるということは、これは非常に重要な大切なことだと思ひます。第八條を読んでみますといふと、その政治教育についての根本原則が第八條に出ているわけであります。

「良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならぬ。」これは今おつしやつた政治的な教養を与えなければならぬ、こういうことであると思ひます。更にその次の項に、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育をしてはならない、間は省略しておりますけれども、こういうことが出ております。

これは私はこの八條の第一項と二項は、政治教育についての基本的な原則を一項、二項によつてきめられたものである、一項においては「良識ある公

目たるに必要なる政治的知識を、つまり政治的な判断、政治的な批判をするに足るような政治的教養を与える、これは非常に重要だと思います。その場合に非常に一方に偏した、これを具体的にいえば、特定政党を支持し、又はこれに反対するためのような教育をする、そのことはこの場合避けるなければならぬ、それは一項の「良識ある公民たるに必要な政治的教養」というものを損うものである、小さい子供に一方的な立場からだけの政治的知識を与える、その子供が公平な良識ある立場に立つて批判、判断をすることができないような程度まで偏つた教育が行われると、いうことをとめてあるので、それは一項、二項は表裏を成して、政治教育の

基本原則をここに規定しておる、こういうふうには私は解釈しておるのです。そこで今仰せられましたような「良識ある公民たるに必要な政治的教養」これは悪いどころではなくて、これは大いにやらなければならぬことである。ただ特定政党を支持又は反対するための教育というふうなところまで偏つた内容を与えられてはならない、こういうことは、これは基本法に書いてあることでありまして、私は基本法をさように解釈しておるのであります。そこで個々の場合に、只今御質問になりましたような場合に、つきましては、結局この法律に示してある枠というものは、特定政党を支持又は反対するための教育、この解釈に帰着すると私は思うのです。これはいいとか悪いとかということになれば、これはもう教育基本法がいいか悪いかという問題でありますから、これは一応日本の教育の基本として打立てられた原則として、その下に私は今考へておるので、従つて先ほど申し上げたように、例えば三本建は賛成だとか、こう言つたからと言つて、それがすぐ自由党を支持する、こういうところまでは行かない、三本建には反対だとか、こう言つても、そのことだけですぐ社会党を支持する、こういうところまでは行かないのは、これは常識だと思ひます。個々の場合におけるその政策、個々の施策というものについて、自由な立場でこれは反対だの賛成だのという意見を言うてみたところで、それがすぐ特定政党と結びつくというものではない、先ほどのお話のようになつても国会で汚職事件が問題になつてゐる、これは非常に困つたことだ。こ

の際徹底的に一つ洗つてもらいたいと思ふ。これは何も差支えない、自由党の中にそういう人もおるやうだ、甚だ困る、これは差支えないと思ふ。だから自由党は怪しからん、だから自由党のような党派は絶対に反対しなければならぬ、こゝまで来れば明瞭にこれだと思ひます。これは併しなかつ、むづかしい場合が多いでしょう。多いけれども、それがいいか悪いかはすでに二項という問題でありまして、八条の二項というものがあつたから、これを今取上げて、それがいいとか悪いとかいう問題まで遡るといふことにはならぬと思ふのです。それ／＼の場合において、それが果して特定政党を支持し、又は反対するための教育であるかどうかという判定に結局帰着すると、こう思ふのです。

○安部キミ子君 差支えないと、こゝ大連文部大臣はおつしやるけれども、そこまではよろしいのです。ところが第三者から見れば、ああ、あそこは差支えないと言つたと思つても、いや、だから自由党はいけなやうだと言つた、それから又國警とか、或いはそういふような警察権の介入によつて調査をするときには、それは特定の政党を支持したという報告にもなつてゐるといふやうな実情がしばしばあるのではないかと。そこで私は教育の中立性といふやうなことは、考へるそのことがもうこの教育基本法の八条の二項でさへ、もう適つて疑問があるわけなんです。今文部大臣はそこは承認しておられますが、それ／＼の……それ／＼でこゝろいふやうなあいまいなものに上屋を重ねるやうなこゝろしたものを出すといふことは、私はまず／＼教育を

混亂させるものだと思ふんです。そうして本當に身を以て教育を守らう、教育をやつて行こうといふこの真摯な先生たちの気持ちを萎縮させてしまつて、自分たちは何を目標に教育していかかわらない、正しいことを正しいと言ふこともできんやうになる、さうでしょう。さつきのような汚職をするやうな自由党、さうして又内閣等があるやうな話になつたときに、これは正しいんだと思つて、自由党のやうな政党はいけません、正しいと思ふ人だとこゝまで言うのは当り前だと思ひます。それを言わなければ教育にならんやうなから、さうすると、ああ、あれは少しさういふ線に触れたからといふことになつて、聞くところによりますと十萬円の罰金になるか、刑一年になるか知りませんが、こゝろいふことである全く教育を破壊する、私はこゝろいふことは非常に日本の教育にとつて重大な問題に觸れて来るんじやないかと、こゝろいふやうに考へますので、この教育の中立性といふことについて、もう一度私は大臣に考え直して出てもらいたい、こゝろいふやうに、大要ひどい言葉のやうであります、私は熱意を持つてゐるのです。

○國務大臣(大連茂雄君) これはこの八条については基本的の問題です。

○安部キミ子君 それは仕方がない。

○國務大臣(大連茂雄君) これは八条の一項にある「良識ある公民たるに必要な政治的教養」といふものとこれは相容れない場合をこゝろに、はつきり書いてあるんだと、こゝろいふやうに私は思つておられます。そこで今度の提案する法律は、お話のやうに非常に解釈の上に問題があるやうなものを輪をかけて

て扱つてしまふ、こゝろいふことは全然ないのであります、むしろこれを或る程度はつきりさせたいという気があるものであります。そこでまあ基本法の第八條二項そのものがこゝろいふ考へ方を教育立法の法律のうちに置いてあるといふことが結果において教育を破壊するに至るのだと、こゝろいふことは私もから言つて逆であります。こゝろいふことが行われれば教育は破壊されるので、これがあつたら教育が破壊される、従つて考え直せという意味はこゝろいふ意味が知らんが、教育基本法の八条の二項をこの際むしろ改正してやめてしまふといふ御議論であればそれは全く別の問題でありますから、それは御意見として承つておきます。

○安部キミ子君 それでは今日はこの法律の問題はこの次に譲りまして、いろいろ調査の名を擧げておられますので、私は事の真相をつかむには何と申しまして事実を知るといふことが一番大事だと思ふのです。頭の中で、或いは遠い鹿児島のことを東京のいくらかお偉方の皆さんといへども考へただけでは真実はつかめないと、こゝろいふやうに考へますので、お互いに事実を誤らないといふ意味で、良心的の意味で事実を調査するといふことを提案したいと思ひます。

○荒木正三郎君 それでは、私はこの通牒では先ほど内容については触れませんでした。併し内容については一番重要な点は、「特定の立場に偏した内容を有する教材資料を使用して」といふ点にあると思ふのです。これが現場においては思想調査という形において現れておる、或いはさういふ疑いが非

常に強い、こゝろいふやうにまあ考へておるわけでありませう。従つてこれに関連して私若干質問したいと思ふ。

國警長官にお尋ねをいたしますが、これらの調査に國警当局の指示に基いて全国的に調査がされてゐるのではないかとこゝろいふに私は思ふのです。全国的に起つておる事実からさういふ指示がなされてゐるのではないかと、こゝろいふやうに考へるわけでありませう。さういふ指示をなされたのかどうかといふことを國警長官にお伺ひしたい。

それから地方教育委員会のほうのかたにお伺ひしたいのは、地方教育委員会においてもやはりこゝろいふ調査をなされておるんじやないか。私の入手しているいろいろの情報はこゝろいふやうなものである。而もそれは本日その資料を提出して頂くやうにお願いいたしました、出ておりませんが、非常に詳細な個人別に各項目に分けて調査された、さういふ資料を私は持つてゐるので、それを出して頂くやうにお願いしておいたのですが、今日はありませぬ。そこで地方教育委員会もさういふ調査をなされておるやうにこゝろいふに私は聞いておる。ですから平野さんのほうから御説明を伺ひたいと思ひますが、先ず國警長官のほうからお尋ねします。

○政府委員(齊藤昇君) 警察のほうで文部省から出されたい通牒に基いて、或いはさういふ通牒が出されたから警察のほうもそれに即応して調査をするやうになつたやうなことは全然ございませぬ。私は文部省でこの通牒を出されたといふことを聞きまして、この日曜日、この日曜日に新聞記者から初めて聞いたわけでありませう。月曜

日に大きく新聞に取上げられました
が、莪城でとういういろ／＼なことが
あつた、それまでは全然私は知つてい

○荒木正三郎君　それでは具体的にお尋ねをいたしますが、過剰労働で教員組合の主催による教育研究大会が持たれました。このことについて参加した者について調査をするように指示されたことはありませんか。

○政府委員(齋藤昇君) 静岡の或る地区署におきまして駐在巡查が学校へ行つて教育研究大会に出席した者の数或いは顔触等を聞いたという事実とはございますが、併しこれは中央のほうからも或いは県の本部からもさような指示は全然いたしておりません。ただその地区署の者の考えで、一体何人くらいどんな人が行つたんだらうという気持ちで聞いたのであらうと思いますが、か

ようなことは只今いろいろ問題の起つております際に私は適当な仕方ではなかつたと、こう思つております。

○荒木正三郎君 数日前の大阪の或る新聞に大阪の警視總監の談話が發表されておつたのですが、その談話によると、今回の調査は國警の指示に基づくものであると、こういう内容を發表されておるわけですが、で、私は直接警視總監には会っておりませんが、少くとも大阪市の警視總監がそういうことを發表するということについては、私は輕視することはできないと思つております。で、この問題はいずれその真相性について調査しなければならぬというふうに考えておりますが、これについてはあなたのほうで何か御所見がございますか。

○政府委員(齋藤昇君) 私どもといいた
しましても只今仰せの通りの記事が大
阪の新聞に出たということを知をい
たしました。非常に私は遺憾に思つて
おるのでありますが、という意味は、
これは恐らく大阪の警視總監が新聞記
者に語つた通りに出たのかどうか、そ
の点も若干疑問に思いますが、さよう
な我々のほうから教員の思想調査をす
るようになつたという指示を出したこ
とは全然ないのであります。私どもとい
つても、これは大阪の警視總監をこ
こに証人に喚んで頂いて真相を調査
して頂くことが最も私のほうからも望
むところでございます。

○荒木正三郎君　それではあの、長官に伺いますが、この調査は新聞に出てゐるのは一部分であると私は承知をしておる、少くとも全国的に漏れなく調査されている事実がある、こういうふうに考へておるのですが、そういう事

実について御存じであるかどうか、お聞きしたい。

○政府委員(齋藤昇君) 日教組の中央のほうから曾て昨年の夏頃でありましたろうか、警察官が教員の思想調査をするように、或いはした事例があればこれを報告するようにという指示が末端に出されたということは私は聞いておるのであります。従いまして、その前もそうでありますけれども、警察として、さような思想調査というようなことは、これはやる必要もないだろうし、さような事実はない。私が誤解を受けるようなことのないようにということとは、たび／＼会議その他の席で申しておるのであります。先ほど申しましたように、我々といしましては共産党のグループ活動、これが如何ように

したのについて思想調査をしたという発表が、やはり数件ございます。又日頃非常に懇意である、しよつ中一緒に飯を食つたり、隣付合ひをしているという駐在巡查が、或いは教研大会というものはどういふことをやつておりましようかと、これは日常の座談として話し合つた。それを思想調査をしたというように報告をなされておる。或いは道で出會つた非常な懇意な校長さんでありますと、そういう人たに出會つた場合に、挨拶にどこへおいでになつたのですか。今日はこれ／＼の大会に行つて来た。どういふ工合でしたというやうな雑談を交わしたというやうに取上げられて、報告をされておるやうに見受けるのであります。ここで問題にしておられますやうな意味における思想調査をしたと認められるやうなもの、まだ一件も報告に接しておりません。すべてさやうな報告になつております。

なお、県におきましては、それらの警察に公安委員会があるわけであり、常識を持った判断で、さような問題が起りました際にも私は十分処理してもらつておることだと、かように信じております。

○荒木正三郎君 それでは端的にお伺いしますが、教研大会に出席した者の氏名等について、調査するようにという指示を出されたことはございませんか。

○政府委員（齋藤昇君）全然ございません。

○荒木正三郎君　それでは國警長官に對しては質問を保留しまして、平野さんに關連してお尋ねをいたしますが、地方教育委員会でもこの問題について

は御調査をなさつておると思います
が、如何でしょうか。

○参考人(平野忠一君) お答えいたします。その前に地方教育委員会の連絡協議会の性格を申上げておきますが、これは御承知のように市町村単位の教育委員会でありまして、その上に郡の連絡協議会があり、それから県の連絡協議会、中央の連絡協議会、いわゆる単委員会を除きましては連絡協議会でありまして、何らの拘束力もない任意の協議体でありますので、そういうような思想調査とか、そういうことは全然連絡協議会としては議題に上つたこともなければ出したこともございません。ただ問題になりましたのは、我々が当然教職員組合がとるべき法的な手続をとっているかいないかという問題

徒が、六十何人収容する定数の場合に、組合の専従のために先生が法で定められない専従職というものが多分にある、若しあるとすればこれは一体どうしたらいかなというものが議題になつて、調査したことはございます。そのほかに思想調査というか、そういうようなことは考えたこともなければ全然……、いたしたというようところが若し個々にございますならば、それは単委員会が独自の形でやつたと申す以外に、我々自体としては、毛頭そういうことは議題にすら上つたことはございません。

○荒木正三郎君 いろいろ御説明を聞いて、どうも有難うございました。ただ私がお尋ねをいたしておりますのは、地方教育連絡協議会ですか、そこでは今申したような問題について調査をしようと、こういう御相談をなさつたことはない、こういうことでございませぬ。

○参考人(平野忠一君) そうです。

○荒木正三郎君 それでちよつとお尋ねしますが、私はこういうふうに関わっているのですが、誤りでございましたらおつしやつて頂きたいと思つて、それは東北六県の地教委の連絡協議会で、或る一つの調査員が、記入要綱を決定して、これを各校長を通じて調査しよう、こういうことが申合せられ、そうしてそれが実行に移された、こういうことは御存じでございますか。

○参考人(平野忠一君) 全然私たちがその事項はわかつておりません。又報告も、私たち理事会を開きますが、承わつたこともございません。

○荒木正三郎君 それで私は平野さんにお伺いしたい問題はまだありますけれども、今は主としてさつきも申し上げましたように、特定の立場に偏した内容を有する教材資料を使用した、これは非常に重要だと思つてございまして、実は文部大臣にお伺いしようと思つていたのですが、これがやはり思想調査と言われるような調査をしなければ、こういう調査ができないのじやないか、こういう点。

○委員長(川村松助君) 今大臣が戻つて来ますから。

○荒木正三郎君 それでは私は又あとで質問することにして、ほかの人に譲ります。

○高田なほ子君 私はそれでは齋藤國警長官にお尋ねいたします。

これはあれなんです、私よくわかりませんが、私よくわかつた活動について全国的な調査をしておられるようにおつしやいました、その通りですか。

○政府委員(齋藤昇君) 日共の活動について全国的調査と、さような意味ではいたしておりません。

○高田なほ子君 今私が御質問申し上げた内容は、日共の活動のみを調べる、さつきあなた御答弁になりましたから、それは全国的に調べておられるのか。特に私が伺いたいことは日共の活動の内容の中で、思想を調査する、うなことが警官としてあり得るのか、又そういうことをしておられるかという内容です。

○政府委員(齋藤昇君) 私は日教組の活動と取違へましたのですが、(高田なほ子君「とんでもない」と述べ、笑聲) 共産党活動はできるだけ広く調査をいたしております。その場合に併しそれでは個々の、個人の思想を調査を

しているかというお尋ねでございますが、個人の思想の調査はいたしております。

○高田なほ子君 そこで教員組合の中にもかなりその日共と同調するような傾向がある。これは発言の仕方から違つたのですが、そういう意味の御発言があつた。それはどういふふうにしてあなたのほうで調べになつたのですか。

○政府委員(齋藤昇君) 共産党の活動を調べておりますと、共産党の例えは組織の中には各労働組合のグループ、指導部という組織がありまして、これが各労働組合を共産党に如何に同調せしめるか、共産党の方針を如何に行わしめるかという方針の指導部なのでございます。その指導のもとに職場或いは組合その他に共産党のフлакがございまして、そのフлакを中心にして御承知のような統一委員会というのがございまして、そうして共産党の勢力の拡張と同時に共産党のなんと言いま

すか、工作というものを徹底させて行く役割を持つた組織があるのであります。これが教員組合の中にも多数にできております。そうしてそれらの教員組合の中にあるグループが、共産党のグループが、或いは教員組合を区域とした地方の会合、地方の、先ほど申しました労働組合グループ会議、或いは教員グループ会議というものを教員組合をまとめた地方に、或いは各県単位において聞きまして、そこで共産主義教育を如何に徹底をさせるかという研究、或いは只今申しましたグループ、日教組内におけるグループ活動、統一委員会の勢力をどうして伸張させるかというところをいろいろ協議をして、そうし

てその実行を圖つているのであります。従ひまして個々の、或いはそれに参加をしていられるか全然知りませんが、そういうグループの構成メンバーはどういふ人であるかといううなことは他の方法において知り得るわけでありまして、教壇においてどういふ教育をしておられるか、どういふ考え方を持っておられるか、どんな本を読んでもおられるか、そういうことは調査をする必要はないのでございます。

○高田なほ子君 非常に重大な御発言だと思つた。そうするとこれは資料を私は要求したいと思つた。教員組合の中に共産党のグループが非常にたくさんできている。そのグループに参加していきりとはもう調べてなくなつたてはつり断定を今ここで下されていられる。これは実に私は重大だと思つた。で、あなた御発言に間違ひはございませんか。

○政府委員(齋藤昇君) 私はそのグループに入つていられる人は黨員だと断定は先ほどいたした覚えはございませぬ。黨員もありませぬ、同調者もありませぬ。いづれにいたしまして共産党の主義、方針というものを、できるだけ強く伸張して行こうという勢力がどのくらいになつて来ているかというところは、大体教員組合の中にあるだろうというところは知つていられるかと思つた。私のほうの調査につきましては、いろいろ制約をされておりますので、まだ完全には把握をいたしておりません。従つて教員組合の中には幾つできていられるかというつきりした数字も確実にはつかんで

おりませんが、併し只今申し上げました事柄については間違ひがないと考えております。

○高田なほ子君 教員組合のグループ活動、これは齋藤國警長官の只今の御発言から推して考えると、非常に特定な色彩を持つものであるという断定が下されておる、こういう断定を下すためには、相当の資料をそこにお持ちになつての私は断定ではないかと思つた。私の知る限りにおいても教員組合の中にはいろいろサークルがあるのです。そういうサークルが一視同仁にこの共産党の指導するグループである、こういうような観点から括りつけられるというところは、今後の文化活動に非常な支障を来たすわけで、私は事が非常に重大でありますから、せめて今集つておられる資料でも結構でありますから、教員組合の中のグループ活動の實際を把握されておるようでありまして、集つた限りの資料を是非ここに提示してもらいたいということが一つ。

第二番目には同調者云々の言葉がありました。この同調者というものの基準はどういふ形で以てきめて行くのか、この基準をはつきりここで示してもらいたいと思つた。

○政府委員(齋藤昇君) 教員組合の中にございまして、さつきとが、只今おつしやいました、いふ団体はございませぬ。そのすべてが共産党の指導を受けておられるかどうか、私もどれだけサークルがあるかよく存じておりません。只今申し上げたのは一般

的の傾向を申し上げたのでありまして、私のほうにおきまして、或いは公安調査庁におきまして、いわゆる破壊

活動を事前に防止をする、或いは破壊活動が起つた場合に対処をするという意味から調査はいたしておるのでありますけれども、残念ながら先ほど申しますようにまだ確実に十分なものといえますか、何県のごときはサークルが幾つあつて、どうという詳細な御満足行く資料は御提供できないかと思つております。

それから党員と一体同調者、或いはシンパ、この区別をどうしてつけるかというお尋ねでございます。これは共産党に入黨しているかたはこれはまあ党員、入黨していないけれども、併しその共産党と非常に何といひますか、共同動作をしていると申します。そういう人々を我々はまあ同調者と考へているわけでありまして、大休私どもといつたしましては党員が約十萬、同調者が約三十萬全国で、かように考へております。それはいろいろ資料から割出してありますので、個々の人は同調者、どの人はどうというものはできておりません。

○高田なほ子君 それでは先ほどの冒頭の御発言と大分違つて来ておる。教員組合の中には統一委員会なるグループがあつて、それはかなりの数に上つておると大變自信満々とした御発言であつたのであります。せめてその統一委員会のグループの活動とそれからその内容、その資料だけは是非頂戴したいと思ひます。これはあなたの御発言が責任あるものと考へて私は要求いたします。

第二番目にお尋ねしたいことは、警官の職權濫用のことでありましてけれども、これは教員の思想調査に絡んで昨日の大森法相の御答弁では丸で事実と

非常に違つた、むしろ我々が阿呆みたかなことを懸念してゐるのではないかとというような印象を受けるような御発言があつたのです。併し實際私どもその資料を見ますと、そういうふうな簡単なものではなかつて、やつぱり個々の教員の行動というものであつてはかなり突込んだ調査をしておられるのであります。これはやつぱり職權の濫用、なかなか教育の中立性というものを政府自体が大きく取上げていられるお題目なんでありまして、警官にも教育の中立或いは教育基本法というものも趣旨が徹底しなければならぬ。然る職權濫用になつて教育を警官の権力で以て抑へて行く、又犯す危険がある。こういうことになつて参ります。この職權濫用、なかなか教育の中立性を守るために、職權濫用をさせないために何らかの具体的な方法がとられてゐるのではないかと思ひます。その方法がありましからばはつきりしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(齋藤昇君) 先日から申しておりますように警官が職權濫用に亘らないようにという注意はしばしばいたしております。又先ほど申上げられておる通りに、教員の思想内容或いは教壇における教育内容というふうなことは、これは調査をする必要が我々としてはないのであります。従ひまして先ほど事例に挙げましたような、ただ一般の社会の狀態を治安維持上知つておく必要があるからという趣向で聞かせるという場合においては問題が起す危険があるから、そういうことは厳に注意するように進退はいたしておるのであります。職權濫用の事実がありますならば、或いは

人権擁護局におかれましては調査をされるのであります。私どももいたしましてその点は個々具体的の場合に十分調査をするように命じておるのであります。先ほど申上げましたように、各府県或いは市町村の警察の運営は公安委員会が管理をしておられるのであります。公安委員会、公安委員会委員の良識に外れるようなさうなやり方は私はいたしていません。かように信じております。

○荒木正三郎君 そこで先ほど……○高田なほ子君 資料は下さるでしよ、うね、ちよつと発言中で悪いのでしけれども、先ほど私が申上げました教員組合の中の少くともあなたのほうで関知され調べられたその調査資料というものを是非頂戴したい。

○政府委員(齋藤昇君) 発表いたしました差支えのない限度におきましては資料は提出をいたしたいと思ひます。

○荒木正三郎君 先ほどの私の質問に對しまして、齋藤さんのほうからは思想調査乃至それに類するやうな調査は現に指示していません。どういふ御答弁があつたわけですか。又平野さんのほうから地教委としてはどういふ調査は指示していません。申合せはしていません。こういう御答弁があつたわけでありまして、併し事実においてどういふことが各地に起つておるといふこと、どうも私は了解に苦しんでおるところであります。併しこの問題についてはなほ後日に譲るといたしましたが、文部大臣にお伺いしたいんですが、この通課の内容である特定の立場に偏したというところですが、これは私はイデオロギーと解釈するのです。思想というふうに考へておるのですが、大臣の所

見を伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(大達茂雄君) さうな場合も入ります。特定の立場ということ、つまり特定の政治的立場、これをいれてお読み下されば明瞭になると思ひます。特定の政治的立場に偏した内容を有するといふ場合もありましよう。或いは特定の政治的立場に偏する内容の教材資料といふ場合もありましよう。

○荒木正三郎君 これは大体イデオロギー或いは思想といふものを指しているといふふうに考へられるのですか、そういう内容を持つた教材資料を使つてゐるといふことを調査するということになると、自然にこういう資料を使つてゐる人の思想といふことが問題になると思ひます。そういう意識からこの通達がかかり思想調査じやないかと他と思はれる大きな理由になつてゐると私は思ふのです。で、一体こういうことを誰が判断するのですか。これが偏つたイデオロギーに基いた資料だといふやうなことは現行法規においては誰が判断するのでしょうか、文部大臣にお伺いいたします。

○國務大臣(大達茂雄君) 学校教育の運営につきましてはそれらの監督庁と申しますか、所管が定つておりまして、公立学校、この場合におきましては教育委員会において判断することと思ひます。これは思想調査になるかならないかといふお言葉であつたやうであります。これは偏した内容を有する教材資料等を使つてゐるといふこと、その事例、事例について報告を求めたのでありまして、それが思想調査を示唆するとか、そういう趣向は毛頭ないのであります。又この通達を素

直にお読み下さればそういうことにはならんと私は思つております。

○荒木正三郎君 これは非常に重要な私は調査であると思つております。例えば或る教員が使つてゐる教材資料といふものが特定の立場に偏したものであるといふやうに判断せられた場合、これはその人の地位に及ばず影響といふものはこれは非常に大きいものがあります。従つてこの判断が誤つて判断せられるといふことはこれは私は小さい問題でないと思ふのです。そこでこういう資料が使われてゐるといふことを教育委員会が判断するのだと文部大臣はおつしやつたのですが、お尋ねいたしますが、教育委員会にそんな権限があるとお考へになりますか。

○参考人(平野忠一君) 私たちは教材、教育関係、そうした内容につきましては当該の教育委員会として責任があるものと、こう考へております。

○荒木正三郎君 私はこれについて若干の疑問を持つております。教育委員会の第四十九条で、第三章の四十九条ですが、教育委員会の職務権限が規定されておりますが、第四十九条第三項「教科内容及びその取扱に關するに關するが、如何でしようか。それから四項の「教科用圖書の採択に關すること。」

○参考人(平野忠一君) そういう点につきまして私たちが教育委員会として昭和二十五年から三年経過して來ましたことにつきましての事実の運営の中を一言申上げてみたいと思ひます。それによつて御判断をお願いしたいと思ひます。教育委員会は御承知のように五人の住民の意思によつた公選された委員

で以て結成されておりました、私たち過去三年間に起りました問題は、昨年三月の十二日に起りましたいわゆるストの問題、或いは選挙の当時に一人一票という問題で、具体的には、父兄からあの先生がこへ来て選挙運動を勤務地内でやっているが、教育委員会はどうするかという具体的な案例に際しましたときにも、我々はよく考えまして注意を与えて、別段先生にこれに対する処分とか、いろいろいたして、今日まで参つておりません。そうしたことにつきましては私たちは常識的な、教育委員会は極めて常識的な公正な判断で、自分たちが教育委員会として包含している教職員には過ちのないように、而も子供にも住民の意思を徹底した教育をして頂きたい、こういう念願で三カ年経過してやつて参りました、さういひ磐田市自体といたしまして大過もなく一庶民の支持と教職員の支持を得て今日までやつて参りましたので、極めて法律的に解釈して私たちは経営いたさうというような考えは持つておりませんので、決して私さういふ点についての問題にはピンとがはずれるかも知れませんが、こうした教員の性格それから思想の調査というようなことを考えなくとも、これは常識的な判断、常識と申しますか、という考え方、お互いがやつてゆけば無事に教育の問題は解決ついでゆくのではないか、こういうように考えております。

○荒木正三郎君 これはやはり教育委員会に法によつて設けられておるのでありまして、法によつて運営されておるのでありまして、従つてその権限なり職務内容は私は明確であると思つてお

です。少くとも私の解釈では現行法規においては教材資料というものは教員の良識によつて左右できるというふうな考えでおるんです。或いは校長或いは教員、そういう教育に直接責任を持つてゐる人たちによつてその良識によつてその教材資料というものは自由に左右できる。教育委員会はこれを自分の考えによつて拒否する、それはいいけない、こういうことはできないと考えるんですかね。こういう点は私重要問題だと思つておるんですが、そういう点教育委員会をしておられる平野さんの私は法解釈をお聞きしておきたいと思ひます。

○参考人(平野忠一君) その点については御承知のように大教材等は校長それから教育研究会を私たちで作つております。これによつて大体の決定をします。それから委員会に報告を求めて、間違ひのないようにというふうな行き方です。今日までやつておりますので、お話のように教育委員会自体が全部の学校の教科内容全部を監督でき得るか、でき得ないかという問題は、教育委員会が専門職でない関係上これは教員の常識に待つべきものと、こういうふうに解釈しております。

○荒木正三郎君 そういう事実問題にやなしに、法では明らかに私は規定してゐると思つて、さういふふうなところ、さういふふうな不当な圧迫というものが入つて来る虞れがあるのです。そこでこの法がさういふふうな規定してゐると思つて、従つて或る特定のイデオロギーに基いて組立てられた教材資料であるかどうかという判断は、私は文部大臣にもないし、教育委員会にもさういふ判断をして、

それをやめさせるといふ権限は与えられていないんじゃないかというふうな考えでおるんです。これは大臣は教育委員会にある、さういふお話であつたんですが、さういふことをはつきり言えるかどうか、結論をおつしやつて頂きたい。

○参考人(平野忠一君) 私は地方教育委員会の性格から見まして、これは最後の責任、権限は教育委員会にある、さういふような解釈を持つております。

○荒木正三郎君 どういう条項にあるんですか、この法律の教育委員会の職務内容に、どこにさういふことがありますか。

○参考人(平野忠一君) 例えば問題になりまして日記等が従来あれば教材としてこれを取上げるべきか、取上げるべきでないかという問題は、これは私たちは問題とするところは委員会の規則、運営する規則その他によつて決定でき得ると思つておるんです。

○荒木正三郎君 私は教材及び資料、あれが教材に入るのか、或いは資料に入るのか、それはその場合々々によつて違つて来ると思つておるんです。これらの、これを使うかどうかということ、私は、教育委員会にあるのではなくて、教員自身にある、学校自身にあると思つておるんです。さういふ問題、併しこの問題は今後の法案審議に當つて重要になつて来ると思つておるんです。まあ併し平野さんと討論する考えはないんですが、大臣は、さうすると、さういふ判断は教育委員会にある、さういふふうにおつしやつたんですから、私は今日はそれ

以上は申しません。

○永井純一郎君 私まだ文部大臣に質問があるんですが、大分時間も過ぎたんですが、今いろいろ相談してみても、午後か明日かにしてもらつたらどうでしょうか。

○委員長(川村松助君) 速記を中止して下さい。

〔速記中止〕

○委員長(川村松助君) 速記をつけて下さい。再会します。

○荒木正三郎君 それではどうも非常に平野さんに感謝ですが、遅くまで何して。

実は今日頂きました風巻協賛会長名で、都道府県の地方教育委員会の連絡協議会会長にお出しになりました書面について、二、三お伺ひしたいと思つてますが、この中には、第二の項に、教員の政治活動禁止法案に対する日教組の反対闘争について各市町村教委の取るべき措置というのがございしますが、その一番初めの行に、「従来教職員の中に組合活動の範囲を超えて、然も現行法の制約を無視して政治的偏向に陥り、政治活動はもとより、進んで直接教壇上から純白な生徒児童に特定の政治教育を施し、」と書いてございしますが、ここに書いてある、現行法の制約を無視して政治的偏向に陥つてゐるというのはどの組合なんでしょうか。それを一つ御指示願ひたいと思つておるんです。

○参考人(平野忠一君) その問題になりますと、例えば私たちが聞いておりますときに、お前のうちのお父さんは、昨年あたり義務教育職員法案ですね、これはどう考えているのかというふうな問題等とか、これは極めて教員

を苦しめる悪い法案であるかというふうなことが、これは教壇の途上に私たちも直接耳にしたことなんです。さういふような問題というふうなことが往々にしておるわけなんです。それから例えば組合活動の立場の場合に、一休学校の教壇を守るのが本質なのか組合の指令を守るのが本質なのか、我々過去三年間やつて参りました、これはわからない問題があるわけ、それはいろいろ考えて見まして、生徒に与える影響というものが、政府のやり方が悪いから、我々はストをやるといふようなことが、冗談か本当か、どういふ意味か知らんが、さういふ気持ちで子供にその行動の過程を効果あらしめようとするのかどうか知りませんが、さういふような現状が見受けられて現実にある、さういふことは私はどうもさういふような特定な形に傾いてゐる、さういふ差支えないのじやないか、極めて常識的なことですが、さういふに考えております。

○荒木正三郎君 まあさういふ判断をされるような組合というのはどれか、はつきりおつしやしませんでしたが、今日私の知っているところではストライキをする、さういふ考え方を持つてゐる組合はないように私は思つてゐるんです。前は教員組合に対して全面的な争議行為というものは法的に許されておりました。併し四、五年前にこれが禁止されておるわけなんです、今日さういふことを、いわゆる現行法を無視した行為を行うような決定がなされたというところは、私はまだ聞いていないわけなんです。ただ指摘されるのは賜暇職術というのじやないかと私は思つておるんですが、それはいろいろ問題がある

と思います。併し今日までこれが非合法であるというふうに判断せられたことは、私はまだ聞いていないわけなんです。ただこれが教育上どういふふうな批判されるかという問題は又別個の問題としてあるわけなんです、少くとも「現行法の制約を無視して」云々とあるということは、私は若干穏やかでないという感じを持つておつたものですから、そういう点をお聞きしたわけなんです。

それから一番最後のほうですがね、教員の政治活動禁止に際して反対論者からすると予想される反論及びこの反論に対する回答、こういうものが書いてあるのですがね、私はこれを説きまして率直に感ずることは、教育委員会は、自由党内閣の提案する今度の政治活動の制限乃至禁止ですね、あの法を支持し、それを弁解するための用意をしておられるように、どうしても受取れるのですね全部読みまして、いわゆる反対論に対してはこう答弁しなければいかんというように書いてあるのですが、それは教育委員会の本旨じやないのじやないかという感じが持つておりますが、如何でしょうか。

○参考人(平野忠一君) その点についてはいろいろ意見があるわけなんです。私たちが現在の考え方から行けば、本当に教育基本法それから地方公務員法が守られておれば、私たちこういう法は必要ない。又同時に地方教育委員会がもう少し確立してこの制度を守つて行けば、こういう法律は必要ない。そんなふうな考えはおります。併しなから今までの経験から見れば、私たちはどうしてもやはり何かの形で現行法が守つて行かれないというふうな考え

を持つております。従つてもう現在の場合、取る程度の但書の条項はとれても、これはやむを得ないのじやないかというふうな考え方、一応この点我々としては地方教育委員会の連絡協議会としては結論は出ておりません。私たちが考えてみて、こういう面と又もう一つの見方からみる、例えばこれは反対する立場からの意見をいろいろ考へて、参考資料として各地方委員会から送つてくれという何がありますから、いろいろな角度から、もう一度考へてやつております。

○荒木正三郎君 これは私は忌憚なく言つて、教育委員会の会長がこういう書類をお廻りしになるというところは行き過ぎであると思つております。私はそういう感じを持つております。併しあなたと議論しようと思いませんが、あなたがもとより現行法以上の制限をする必要があると言ふことは、あなたの御意見としてそれは私は結構だと思つております。併し私はそういう考えを持つていないわけなんです。これはいろいろ意見があると思つておりますが、併し教育委員会の連絡会長がこういうきちつときめた意見をお出しになることは少し行き過ぎじやないか、こういう感じを持つておるのです。

○参考人(平野忠一君) それは会長の名前にはなつておりますのですが、私たちが理事として、まあそういうふうな問題に対する回答並びに解釈というふうなものを欲しいるという要請がありましたので、東京におりました理事たちが集まりまして、これはまあ会長の名前、実はこの会長見ておられないうちに私たちが会長の名前で出した、こういう実態であります。

○荒木正三郎君 それではこれはまあ内容は私はいろいろお尋ねしたいことはたくさんあります、ここにね。併しどうもこれを全部読んで、いわゆる自由党の政策を支持し、そうしてこれに反対するものは抑えて行こう、こういうふうなどうしても受取れてしようがないのです。これは或いはそんなものは誤解だ、それはお前の解みだ、というふうにおつしやるかも知れませんが、もう反対理由に對して一々反論を挙げてあるわけなんです。それから又教員組合のいろいろの行動に對しても、私は一方的な観測があると思つております。これは私は十分よく討論する機会があるなら討論したいと思つております。これは確かに一方的な判断ですよ。そういうことから少し穏やかでないのじやないかという感じを持つておるのですがね。今後又次々に出して行くのだというお話を聞くと、ちよつと……(管声)手を挙げるわけに行かんです。

○参考人(平野忠一君) 私たちお叱りを受けたような感じがするのですが、私たちが考えておりますことは、自由党を支持するのじやない、というのは現在の内閣が自由党内閣であつて、これが永久不変のものとして私たちが考えておらないわけなんです。又社会党内閣が当然いつできるか、これはあなたが社会党がいつまでも野党にいるものとは考えておられません。(笑聲)従つて教育の政治的な中立性という場合には、まあ特定の国の特定の教員組合が時の政府を支持しておるというふうなことも聞いております。それ以外の場合、我々は自由党の立場から社会党の立場からも離れて、これはや

つて行くべきが当り前じやないか。ただ今日の場合に何かしら私たちが考えることは、教員組合が一体組合の性格が政治団体のような性格を以つて、一体大会のスローガンに内閣を打倒するといふ考え方、我々はまああつたかといふことは知らないのですが、地方におつて先生はそんなことは考えておられないのです。現場の先生がたはそういうことを考えておられない。だけれども、ただあつたこととやるといふことになつたら、じや今度社会党内閣になつたら今度社会党内閣打倒ということになるのかしら、それじや私たちが非常に困る。とにかくそういうふうな面から考えまして、どちらの政党にも属しない中立な立場で進んで行きたい、こういう考えを持つております。

○荒木正三郎君 それでは私これで打ち切ります。まあ平野さんの御意見を伺いました。それに対する意見は私は申しません。ただおつしやつたように飽くまでもやはり偏しないような立場を取つて頂きたい、こういう希望を申し上げておきます。

○相馬助治君 一つ伺いたいのだが、平野さんに伺つておきたいのですが、「部外極秘」と、こう書いてあります、これはどうですか。

○参考人(平野忠一君) はい。

○相馬助治君 私はどういふこれに基いてこうされたか、参考に伺つておきたいのです。

○参考人(平野忠一君) これを部外極秘としましたのは、格別これが秘密事項という意味でなしに、そうしたなにごとで、町村あたりで、こういうふうなことはやるのだというふうな気持で簡単に皆が考えられても困るという意味で慎

重に取扱つて頂きたいという意味でこゝう書いたわけでありまして。

○相馬助治君 そうすると、このことの取扱いは主観的な考え方、違ふものについてはいくらあるだろうから慎重に取扱へないことが部外極秘という表現になつたので他意がない、こういうことですか。

○参考人(平野忠一君) そういうことは、それ以上のことを言いますと、議論めいて来ますからそれだけお尋ねしておきます。

○高田なほ子君 ちよつと形式のことだけ伺います。この部外極秘の第五百四十五号、これは全国地方教育委員会連絡協議会風巻義雄、こういう名前が出ておられます。それから今度別な参考資料、これは極秘のほうじやないですが、全地教、こういうふうになつて出ているわけですか。これはどういふ違いがあるわけですか。

○参考人(平野忠一君) 別にどちらの差いもありません。

○高田なほ子君 この協議会というのは、先ほどの御説明で運営はわかつたのですけれども、こういう緊急連絡事項などを提出しになるような場合は、理事会なら理事会で満場一致制とか、又多数の意見がこうだから出すといふ、定足数で成立するとかなんといふ、そういう規約はあるのでござい

○参考人(平野忠一君) この問題につきましましては、大体本質は、教職員に開かないように通知しておこう、こういうことを理事会できめまして、その旨を含んで立案しておつたわけであり

○高田なほ子君 理事会というのはあれですか、選ばれて理事というのは出られるわけですか。その理事会というのは皆さんの意見を代表すると考えられる協議機関なんですか、決議機関なんですか。

○参考人(平野忠一君) 大体決議機関ではありませんが、理事会としては全園を八ブロックに分けたうちから出ておられますので、大体の意向を取りまとめて当面の問題を理事会で決定してやっております。

○高田なほ子君 そういたしますと、全園地方教育委員会連絡協議会なんの誰それ、まあ、どの名前でもいいのですけど、そういう出たものは全国の地方教育委員会の代表的な、総体的な意見であるというふうに考えられるわけですか。

○参考人(平野忠一君) そういう意味ではありません。

○高田なほ子君 その場合に、実は地方教育委員会のかたがこれを知つて非常に、我々はこのに響かれていますように「強く世の批判的となつたにかかわらず反省の色さへなく、却つて他の労働勢力と結んで反抗の勢目と共に強大となるに鑑み、云々、誠に以て私らこんなことは奇想天外だ、我々教育委員会としては断じてこんなことは考えておらん。併し、にもかかわらず、こういう名前を出されるという事は甚だ以て迷惑である。その憤慨の手紙に添えて送つてくれたのが、これでございませう。そうすると、こういう名前を付けても五万の、ここに書いてあるでしよう。『全国五万の教育委員は、かかる使命のもとに、かかる不祥事を未然に防止し、』と実に政府のこの提案に

反対するのは不祥事であるから五万の教育委員云々と書いてあるが、大変に迷惑だという意見があるわけですか。こういう場合には協議会としてどういふふうなお取扱をなさつておられますか。

○参考人(平野忠一君) この場合の不祥事という意味は、ストライキを避けたいということなんです。

○高田なほ子君 いや、取扱い方だけです。あなたの御意見じやないですか。

○参考人(平野忠一君) 取扱いは連絡事項だけなんです。理事会で一応どうしたことの事態は避けようということと連絡して欲しいということとをただ筆の綾で少し強く書いたと、こういうように解釈して頂ければよい。(笑)これはどこの通達事項を見ましても、相当強く書いても下へ行けば大抵どうかなつちやう。

○高田なほ子君 大変に軽くお扱いになりました。併し教育委員は少くとも園の法律に基き国民が直接に選び出した我々教育の代表です。あなたがどのようにおつしやろうとも、これは権威のあるものです。個人々々が権威があると同時に、この協議会の運営そのものも権威があるがゆえに、書き過ぎたとか言つてこゝで笑つてお茶を濁せるものじやないかと思つておられることは、我々も非常に尊重をして拝聴しますがゆえに、こういうような反論がこの中に、教育委員自体の中にあつた場合にどういふお取扱いをされるかということについては、かなり重要な問題であると思ひます。若しそういう軽いものであるとすれば地方教育委員会連絡協議会なるものはこれは問題にならない

ものだと、逆に解せばですね。又書かれていますものは馬鹿氣きつて下らないものだというふうにとられてもいけないと思つたので、その点御質問申上げておられるわけですか。

○参考人(平野忠一君) その問題では各単位委員会が私達のほうは実際の仕事はやつておられるわけでありませう。県の連絡協議会自体でも連絡事項以外に取扱つておられないのですから、本當の決定は単位委員会の実情に待つわけですから、ですから、この問題については反論も出るでしようし、いろいろ問題があると思つております。従来そうした形で参つておりますが、その点を御了解願ひたいと思ひます。

○高田なほ子君 この協議会の中に日教組対策委員会といつたようなものがございませうですか。

○参考人(平野忠一君) ありません。

○高田なほ子君 そこで日教組のいろいろな運動方針に対していろいろな対策をおとりになつていらつしやうな対策であります。日教組対策準備態勢完了次第、その旨、本部に略号をもつて打電連絡すること。という依命通牒じやないでしようが、「日教組対策準備態勢完了」というのはどういふことを具体的に意味なさつておられるのか。暗号電報はいつでもこうお使いになつていらつしやるのか。大変失礼だと思ひますけれどもお話し願ひたいと思ひます。

○参考人(平野忠一君) その点は実際の問題として私達が過去、昨年三月十二月に行なつたといふゆる合法的な練習生授業、というけれども実質的にはストという問題について、私達が当面した問題は、昨年教育委員会として、校長として、協議して練習生授業を認めた。ところがその問題は組合の指令だからどうしてもやらなければならぬ、こういうことだつた。ところが夜中になりまして組合の指令であれをやめるから明日授業をやると。私達非常にと当惑したんです。委員会としてはもう練習生授業を認めたのだからあなた方休んだらいいだろうと言いましたら、それじや非常に私達子供に済まないからやるのだというので、私夜中から起きて全部廻りまして、教員は教員として通知してやつてくれと、静岡県下は大混乱したわけです。そのときに教員自体の問題じやなくて、組合の指令によつて実質的には合法的なストです。それをやるのだということに……、私たち今度そういうことをやらねちや困るのだ、父兄も反対するし、やめた教員自体が言つたことは、私達これではつとしましたと、そういうことが実態なんです。そうすると今度は日教組対策といふのは、日教組は何か実力行使をやるのだということが言われておる。ところがこの問題は又やられたのじや我々はとても困る。こういう問題で、この暗号といふのは初めてですが各全国からやつて来るのには非常に金がかかる。まあこうやつて、やつてくれれば一番楽でいいのじやないかと……。

○委員長(川村松助君) 本日はこの程度で散会いたしたいと思ひますが。

○高田なほ子君 川村先生それはいいなと思ひます。私の了解も得ずに一方的に閉会を宣言されるということはいけなかつたと思ひます。

○委員長(川村松助君) まだ宣言いたしません。先ほどきめるとき十五分間

といつてきめたのですから一応諮らなければならぬのですから。

○高田なほ子君 十五分間といつても私が今発言しておるんですよ。これは一応やはりおつしやつて頂いて、閉会を宣言されるべきだと思ひます。

○委員長(川村松助君) ですから僕は諸つたんです。閉会どうですと。閉会するとは言ひませぬ。

○高田なほ子君 そちらの御答弁を伺つていたんですから……。私はもう一つ伺へば終るんですよ。

○委員長(川村松助君) やつて下さい。

○高田なほ子君 それじや大変失礼でございますけれども、もう一つ伺いたいのです。もう時間がありませんから簡単に伺ひますけれども、このあれで……、準備態勢完了といふようなことは、各教育委員会が、どの地方の教育委員会でも、この「準備態勢」といふものをとらなければならぬ、又とるべきであるという建前の下にこういうふうになつておられるのかということが一つと、最後に伺ひたいことは、教員組合というのに対して、あなたはど

に工業短期大学を設置せられたいとの
請願。

第一〇二号 昭和二十八年十二月十
一日受理
高等学校定時制教育等の経費予算化に
関する請願
請願者 福井市花堂町臨谷一二
増永伊太夫
紹介議員 堂森 芳夫君

第一〇三号 昭和二十八年十二月十
一日受理
学校給食予算増額等に関する請願
請願者 東京都世田谷区弦巻町
二ノ三二三 名木橋忠
男外二百八十三名
紹介議員 宮城タマヨ君

食生活の改善、食糧不足の打開、国民
体位の向上等における、学校給食の意
義は、いまや学校教育の一環として教
育上不可欠の国家的施策となつてい
る。しかるに国の予算措置が不十分な
ため父兄の負担が増大し、その継続実
施は極めて困難な状態となつてゐるか
ら、すみやかに小麦粉及びミルクの全
額国庫負担の実現のための予算増額
と、恒久的な学校給食法の制定を請
ぜられたいとの請願。

第一〇四号 昭和二十八年十二月十
一日受理
学校給食法制定等に関する請願
請願者 京都市東山七条京都女
子大学内 増山蘭珠
紹介議員 大谷 豊潤君

児童生徒の健康と心身の発達を期する
目的をもつて、学校給食法の制定を促
進するとともに、同法案中に栄養教諭
制度に関する条文を設けかつ一回五百
食以上の学校給食施設には栄養教諭の
設置を義務づけ、栄養教諭は栄養士法
に基き栄養士をもつて、これに当らせ
られたいとの請願。

第二七号 昭和二十八年十二月十
一日受理
学校給食法制定等に関する請願
請願者 静岡県熱海市立第一小
学校内 花山薫外十七
名
紹介議員 湯山 勇君

この請願の趣旨は、第一〇四号と同じ
である。

第一〇五号 昭和二十八年十二月十
一日受理
風水害地域の学校給食に関する請願
請願者 山形県鶴岡市大海町戊
一四 五十嵐つね外二
百二十四名
紹介議員 海野 三朗君

九州一帯および和歌山、京都を中心と
する昭和二十八年風水害地域の学校給
食を無料で実施されたいとの請願。
第一二二号 昭和二十八年十二月十
一日受理
老朽校舎改築費国庫補助増額に関する
請願

請願者 愛媛県宇摩郡寒川町
木花義宣外五名
紹介議員 湯山 勇君

危険なる老朽校舎でこれ以上授業を続
けて行くことは、もはや忍びがたい現
状であるにもかかわらず地方財政が貧
困なためこれら老朽校舎の改築が放任
されている現状であるから、すみやか
に老朽校舎に対する建築補助金を増額
せられたいとの請願。

第一二三号 昭和二十八年十二月十
一日受理
老朽校舎復旧等に関する請願
請願者 静岡県熱海市議会議員
久保田道雄外六名
紹介議員 湯山 勇君

国家再建の基礎は教育にあると言われ
ながら、未だに学童は二部教授にあえ
ぎ、腐朽の校舎におののきながら勉学
を続けている実情であるから、六・三
制完全実施の上からも、また義務教育
の完全保障の立場からも、すみやかに
腐朽校舎復旧新築費を今国会において
計上せられたいとの請願。

第一二四号 昭和二十八年十二月十
一日受理
義務教育費全額国庫負担に関する請願
請願者 愛媛県宇摩郡土居村畑
野一、三二三 尾崎光
正外十名
紹介議員 湯山 勇君

小中学校で学ぶ児童生徒の大半は、年
中仕事に追われる貧しい家庭の子供達
で、彼等の衛生状態は非常に悪く心身
共に不健康な実情にある。更に彼等に
とっては、学用品代が大きな問題であ
り、教科書の産給にいたっては、その

大半を教師が立て替へねばならない現
状であるから、実質的な義務教育費全
額国庫負担を実施せられたいとの請
願。

第一二五号 昭和二十八年十二月十
一日受理
義務教育費国庫負担増額等に関する請
願
請願者 山形県東田川郡東栄村
立添川小学校内 齋藤
弘外六名
紹介議員 海野 三朗君

従来義務教育費中国庫から負担を受け
ていたものは、一年生の教科書のみで
あつたが、今年から教材費として二万
二千六百円交付されるようになった。
しかしこの金額では購入し得る教材備
品も限られるから、教材費としての予
算額を増額せられるとともに、教科書
費も全学年無償交付を受けられるよう
義務教育費国庫負担金を増額せられ
たい等の請願。

第一二六号 昭和二十八年十二月十
一日受理
教職員員の定員確保に関する請願(三通)
請願者 愛媛県宇摩郡妻島村
一、三八三の一 仙波
頼薫外十三名
紹介議員 湯山 勇君

人口の自然増加に伴つて児童生徒の自
然増加は当然で、とくに来年度は全国
的な傾向と同じく愛媛県宇摩郡のみで
も二十七年度から約八百八十名の入学
増となつてゐるから、教職員員の定員を
確保し教育の低下を防止せられたいと
の請願。

第一二八号 昭和二十八年十二月十
一日受理
学校給食完全実施等に関する請願
請願者 山形県米沢市南町五六
七 星宗男外二名
紹介議員 海野 三朗君

学校給食の実施は、子弟の家庭経済並
びに児童栄養の上から、誠に意義深
いものがある。殊に今年度は冷水害地
区が多く、このため欠食児童が絶えず
ると予想されるから、いまこそ学校給
食の完全実施の方策を圖られるととも
に、教職員員の給与ベースを一万八千八
百円に引上げ、年末手当を二箇月分
給せられたいとの請願。

第一二九号 昭和二十八年十二月十
一日受理
へき地教育振興法制定促進に関する請
願
請願者 山形県北村山郡宮沢村
大字岩谷沢一四 押切
達己外十名
紹介議員 海野 三朗君

財政的に極度に貧困なへき地は、教育
的文化的施設がはなはだしく貧弱であ
り、児童生徒の文化的教養と教育の向
上を圖ることに非常な困難をきたして
いる実情である。またへき地に勤務す
る教職員も文化的経済的に恵まれな
いため心身の両面の安定を欠き教育意欲を
阻害してゐるから、へき地教育振興の
ため、(一)へき地にある学校の施設及
び教員等の資金を大幅に国家財政によ
つて保証すること、(二)へき地に勤務
する教職員員の待遇改善のため、へき地
給の法制化を圖ること等の内容をもつ
法律をすみやかに制定せられたいと請
願。

第一五〇号 昭和二十八年十二月十一日受理

義務教育費国庫負担法の臨時特例に関する法律制定反対の請願

請願者 東京都西多摩郡多西村 浦野演

紹介議員 安井 謙君

政府は、かつて審議未了となつた義務教育費国庫負担法の臨時特例に関する法律案を再び国会に提出し、一部都府県に対し国庫負担金の打ち切り、または減額の措置を講ぜんとしているが、かかる措置は、憲法の保障する義務教育無償の原則に則りはなはだしく矛盾するものであるから、義務教育費国庫負担法に關しては現行通り完全に実施せられたいとの請願。

第一五一号 昭和二十八年十二月十一日受理

熊本大学に臨海実験所本館建設の請願

請願者 熊本県天草郡今津村長 石兼武雄外四名

紹介議員 深水 六郎君

臨海生物並びに魚族の実験研究をなし魚族の繁殖を把握することは、わが国水産界発展の基礎であることを考へるとき熊本大学は臨海実験所本館を建設することこそ画期的、発展的な重要性があるから、ここに熊本大学臨海実験所本館を建設せられたいとの請願。

第二〇二号 昭和二十八年十二月十二日受理

学校給食法制定に関する請願

請願者 岡山市内山下小学校内 杉原石郎外二名

紹介議員 島村 軍次君

学校給食は、教育的見地から見ると精神的に身体的に将来の国民育成への必須要件として民主教育基礎教育の一環として設置されるべきであり、国家的政策の観点から見ると一国民生活の重要な案件であるとともに、国民生活の根本に關連して国民生活の改善、国民の栄養、保健、国家経済の節減の問題につながる重要な案件であるから、すみやかに学校給食法を制定せられたいとの請願。

第二二七号 昭和二十八年十二月十四日受理

学校給食法制定促進等に関する請願

請願者 京都市上京区今出川通 寺町西入玄武町六〇二 同志社女子大学内 瀧山徳三

紹介議員 大谷 登彌君

児童生徒の健康な心身の発達を期する目的をもつて「学校給食法」の制定を促進するとともに、同法案中に栄養教育制度に関する条文を設け、かつ一万四千五百食以上の学校給食施設には栄養教諭の設置を義務づけ、また栄養教諭は栄養士法に基く栄養士をもつてこれに当らせるよう取り計らわれたいとの請願。

第二三九号 昭和二十八年十二月十五日受理

学校給食法制定促進等に関する請願

請願者 京都市左京区北白川別荘 当町二一 日本栄養士会京都府支部内 山田 慧

紹介議員 大谷 登彌君

この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第二五三三号 昭和二十八年十二月十六日受理

学校給食法制定促進等に関する請願

請願者 京都市右京区桂市ノ前 町三一西京大学文家政 学部内 勝矢俊一

紹介議員 大谷 登彌君

この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第二二八号 昭和二十八年十二月十四日受理

学校給食費国庫補助等に関する請願

請願者 岡山県和気郡山田村岩戸七九九 小長勉

紹介議員 榊原 亨君

学校給食に対する国庫補助打ち切りの措置は、二十八年年度における給食を困難ならしめているから、(一)小支粉の全額国庫補助、(二)ミルクの全額国庫補助、(三)給食用物資に対する免税と減税、(四)学校給食専従者の身分の保障と地位の向上、(五)学校給食法の単独立法の即時制定等の措置を取り計らわれたいとの請願。

第七号 昭和二十八年十二月十二日受理

学校給食法制定に関する陳情(三十通)

陳情者 岡山県川上郡成羽町成羽小学校内 堀忠明外 百二十一名

学校給食は児童の今日の健康と明日の発展を念願して六箇年間実施してきたが、昨年から国庫補助の打ち切り若しくは削減の措置は、父兄負担を増大し給食の経営を極めて困難ならしめその将来に暗影を投じているから、(一)学校給食法の制定促進、(二)小麦粉なら

びにミルク代の全額国庫負担、(三)生活保護法の改正による困窮者の救済、(四)給食関係者(栄養士を含む)の確保と身分の保障、(五)給食調理室の拡充強化、(六)給食用諸物資の免税ならびに減税等の措置を取り計らわれたいとの陳情。

一月二十五日本委員会に左の事件を付託された。

一、学校給食法制定に関する請願(第二八五号)

一、大分県上北津留村小学校校舎改築に関する請願(第二八六号)

一、危険校舎改築促進に関する請願(第二八七号)

一、私立学校教職員共済組合の年金に関する請願(第二八九号)(第三四三三号)(第三六一号)(第四〇九号)

一、国立民族博物館設置に関する請願(第三一五号)

一、学校給食法制定促進等に関する請願(第三四二二号)(第四一〇号)

一、高等学校定時制教育等の経費予算化に関する請願(第三四四号)(第四三〇号)(第四三二一号)

一、教育委員会廃止に関する陳情(第九三三三)(第二二〇号)

第二八五号 昭和二十八年十二月十八日受理

学校給食法制定に関する請願

請願者 岡山市内山下二〇岡山市小学校長会内 杉原石郎外二名

紹介議員 江田 三郎君 秋山 長造君

学校給食は、民主教育の振興、児童地位の向上、食生活の改善はもとより国民の栄養保健、国家経済の問題につき重要な案件である。しかるに学校給食実施の現状は、各学校それぞれ非常なへだたりがあり、その成績面においてもはなはだしい差があるから、その目標を明示して地方公共団体の負担を定め、本施設が正常に更新されるよう学校給食法の制定を圖られたいとの請願。

第二八六号 昭和二十八年十二月十八日受理

大分県上北津留村小学校校舎改築に関する請願

請願者 大分県上北津留郡北津留村長 佐藤福市外 五名

紹介議員 矢嶋 三義君

大分県上北津留小学校校舎は、台風の被害に加えて冬期間の季節風と湿気による白蟻の損傷のため危険状態となつたため、校舎の改築を決議しこの実現に着手したが、土地の狭い本村の特殊事情によつて当初の木造平屋二棟建の計画は放棄しなければならぬ事情となつたから、風水害、白蟻害に堪え

る、鉄筋二階建建築を許可せられたいとの請願。

第二八七号 昭和二十八年十二月十八日受理

危険校舎改築促進等に関する請願
請願者 山形市新築西通り山形
県町村会内 松本長兵衛

紹介議員 海野 三朗君

学校施設の腐朽に加うるに、来年度新学年から急増する小中学校児童生徒によつてますます学校施設の不足は深刻化するから、(一)危険校舎改築促進のための予算措置を講ずること、(二)中学校の校舎最低基準面積を一人当り一、二六坪に引上げること、(三)積雪寒冷地帯の屋内運動場建設費を公立学校施設費国庫負担法の対象とすること、等の実現を願はれたいとの請願。

第二九八号 昭和二十八年十二月二十一日受理

私立学校教職員共済組合の年金に関する請願
請願者 横浜市鶴見区東寺尾町
一、五二二 平岡藤太郎

紹介議員 黒崎 武雄君

私学恩給財団は、均等に積立て平等に年金を支給する制度で、国庫も年々若干の補助金を支出されてきたが、昭和二十七年十月の年金大幅増額に際して、新加盟者には、年金六万円を旧受給者にはその五分の一の一萬二千円を支給することに附行爲を改め、旧年金受給者には昭和二十八年七月支給から実施されることとなつた。しかし旧年金受給者は、これに対し平等支給の

是正を本財団に要請してきているが、この附行爲の改正には、文部大臣の認可を得るための裏付けとなる資金が必要であるが、本財団はその資金がなく、一に国庫補助の増額を待たねばならない実状であるから、昭和二十九年度予算において私立学校教職員共済組合員の旧受給者に対する補助金三千六百四十八万円の増額を願はれたいとの請願。

第三四三号 昭和二十八年十二月二十五日受理

私立学校教職員共済組合の年金に関する請願
請願者 岡山市門田八〇九小
野やま

紹介議員 加藤 武雄君

この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

第三六一号 昭和二十八年十二月二十五日受理

私立学校教職員共済組合の年金に関する請願
請願者 神奈川県藤沢市藤沢
一、八四〇 中島孟雄

紹介議員 河野 謙三君

この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

第四〇九号 昭和二十九年一月八日受理

私立学校教職員共済組合の年金に関する請願
請願者 広島県深安郡大津野村
一、三一九 藤井一郎

紹介議員 小林 政夫君

この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

第三一五号 昭和二十八年十二月二十一日受理

国立民族博物館設置に関する請願(二通)
請願者 東京都北多摩郡保谷町
下保谷一三三財団法人
日本民族学協会会長
渡沢敬三外二名

紹介議員 高橋 道男君

文化財保護法の施行により従来の古社寺、宝物類、美術工芸品及び史せき名勝天然記念物の保護のみならず、埋蔵文化財、無形文化財、更に進んで民俗資料の保護措置をも講ぜられたことはよろこびとするところであるが、文化財の保存、顕示、研究の施設たる博物館事業の現状は東京、京都、奈良の各国立博物館のほとんどが芸術文化を主とする美術博物館であり、これに対し民族の基礎的な生活文化を保存、展示する民俗博物館のないことは遺憾であるから、国立民族博物館の設置をすみやかに実現せられたいとの請願。

第三四二号 昭和二十八年十二月二十四日受理

学校給食法制定促進等に関する請願(二通)
請願者 東京都目黒区平町五三
東京都栄産士会内 大
関喜美子外一名

紹介議員 山口 重彦君

児童生徒の健康な心身の発達を期する目的をもつて「学校給食法」の制定を促進するとともに、同法案中に栄産教育論制度に関する条文を設け、かつ義務教育小学校の学校給食施設には栄産教育論の設置を義務づけ、また栄産教育は栄産士法に基く栄産士をもつてこれに

当らせるよう取り計らわれたいとの請願。

第四一〇号 昭和二十九年一月七日受理

学校給食法制定促進等に関する請願
請願者 島根県松江府殿町一、
島根県庁衛生民生部内
日本栄産士会島根県支
部内 岩竹スミエ

紹介議員 小瀬 彬君

この請願の趣旨は、第三四二号と同じである。

第三四四号 昭和二十八年十二月二十五日受理

高等学校定時制教育等の経費予算化に関する請願
請願者 岩手県盛岡市内丸盛岡
市役所内岩手県高等学
校定時制教育通信教育
振興会内 二見直三外
四百五十九名

紹介議員 川村 松助君

高等学校定時制教育及び通信教育は、年とともに生徒数が増大し、いまや定時制五十四万、通信教育五万余を数えるに至りしかる年々約二割増の傾向にあるが、現下町村財政の窮乏はこれら高等学校教育に必要な設備等の充実は困難な状況にあるから、二十九年度において大幅に予算を計上せられたいとの請願。

第四三一号 昭和二十九年一月十三日受理

高等学校定時制教育等の経費予算化に関する請願
請願者 滋賀県大津市橋本町教
育会館内滋賀県高等学
校定時制教育通信教育
振興会内 赤井安正外
四百六十七名

紹介議員 村上 義一君

昨年七月二十九日衆議院本会議において可決され、また八月七日参議院本会議において可決立法化された高等学校の定時制教育および通信教育振興法の趣旨に基いて、昭和二十九年文部省予算に定時制ならびに通信教育関係の経費が予算化されるよう格別の配慮をせられたいとの請願。

第四一八号 昭和二十九年一月八日受理

教育環境浄化に関する請願
請願者 東京都渋谷区竹下町三
環境浄化期成同盟内
万羽隆三

紹介議員 紅露 みつ君 深川タ
マエ君

学校や家庭においていかに情操教育を強調してもその教育の場が非生産的享樂施設の代表的な温泉マージン旅館等によつて侵蝕占拠されつつある現状においては、とくに感じ易い思春期の少年少女はいたずらに興味と感情の刺激を受けるのみでその精神的影響は量り知

れないものがあり、さらに学齡期前後の幼児童に至つては極めて危険が多いから、教育環境浄化のため温泉マツク旅館を学校中心に半径五百メートル以内に新設増設することを禁止するよう立法措置を講ぜられたいとの請願。

第四四六号 昭和二十九年一月十四日受理

高等学校老朽校舍改築費国庫補助等に関する請願
請願者 長野県議會議長 下平 晴四

紹介議員 棚橋 小虎君

長野県における高等学校の現状は、戦時中における建築抑制、軍事工場への転用等のため、建物の破損、老朽の度がいちじるしく進出し、倒壊の危険にひんするものも多く早急に改築又は整備を要する実情にあるが、貧弱なる県財政では到底これが解決は期しえられないから、危険校舍改築促進臨時措置法の適用範圍を公立高等学校にも及ぼし、これが起債についても優先的に許可せられたいとの請願。

第四四七号 昭和二十九年一月十四日受理

中学校建築基準引上げ等に関する請願
請願者 長野県議會議長 下平 晴四

紹介議員 棚橋 小虎君

現下の公立学校施設の突如たるは、未だ終戦後の急激な増設として設けられた〇・七坪の基準を脱却することができず、また既存校舎も荒廃危険のものが、年々増加しており、なお昭和二十九年の小学校児童生徒の急増によりその窮状はいよいよ深刻の度を加える

のみであるから、(一)中学校建築基準を一・二六坪に引き上げること(二)危険校舎の改築、補助計画を一箇年四十万坪(全県)を下さないこととし、国庫補助率は危険校舎改築促進臨時措置法の三分の一を確保すること、等の事項をすみやかに実現せられたいとの請願。

第四四八号 昭和二十九年一月十四日受理

地方教育制度改革に関する請願
請願者 長野県議會議長 下平 晴四

紹介議員 棚橋 小虎君

先般地方制度調査会においては、現行地方制度の改革に際し政府に答申されたが、右答申中地方教育制度の改革実施に当たっては、(一)市町村の教育委員会は廃止すること、(二)府県および五大市の教育委員会は現行通り存置し、委員の定数およびその選任の方法は現行通り公選とすること、(三)教育委員会の原案送付の制度は現行通り存置すること等の実現を求められたいとの請願。

第八三三号 昭和二十八年十二月二十日受理

へき地教育振興法制定に関する陳情
陳情者 香川県三豊郡伊波村長 三好文司外八千名

昭和二十八年十月一日付で決定された「公立学校在職職員に対するへき地手当支給要綱」は「へき地所在官公署在勤職員の特種勤務手当支給規則」第二条第三項と全く同じ条件であり、唯一「交通事情が著しくわるい時」文化度が低いこと「不健康地であること」等が附加されて一応教職員には適要されるよう

になっているが、これは従来の教職員に対する手当の支給基準をやや緩和した程度にすぎず、香川県のへき地の教育振興には殆んど寄与されていないから、(一)香川県独自で指定しているへき地は、既得権を尊重し当然指定すること、またこれに伴う予算は、義務教育費国庫負担法により国庫支出とすること、(二)文化的設備の少ない香川県のへき地には、国庫補助を大幅に増額し一般町村と同程度の文化設備を保持すること、等香川県の特殊事情を考慮されたへき地教育振興法を制定せられたいとの陳情。

第八四四号 昭和二十八年十二月二十日受理

地方教育委員会制度存続に関する陳情
陳情者 茨城県水戸市三の丸 伊藤健之助外四千八百五十九名

地方制度調査会の答申を始め、今日市町村の教育委員会廃止を企図するものがあるが、教育委員会制度は教育の民主化、地方分権化、自主性の確立を旨とし、更に教育の中立性を堅持しようとする文化國家、平和國家建設のためには不可欠な基盤であるから、現行の地方教育委員会制度を存続せられたいとの陳情。

第九三三号 昭和二十九年一月十二日受理

教育委員会廃止に関する陳情(三通)
陳情者 福岡県糟屋郡篠栗町長 藤清外五名

現行教育委員会制度は、実際において二頭行政を行うこととなり地方行政の総合的運営を阻害し地方自治推進をは

ばみ、その消費する経費は貧弱な地方財政を一層困難にするばかりでなく、現在在任、地方団体ともに諸制度を改革して事務を簡素化し経費節減を図らねばならぬ際であるから、教育委員会制度を廃止せられたいとの陳情。

第二二〇号 昭和二十九年一月十四日受理

教育委員会廃止に関する陳情(二百十三通)
陳情者 福島県会津郡南郷村長 天野健一外四百二十五名

この陳情の趣旨は、第九三三号と同じである。

二月二日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、学校給食法制定に関する請願(第五二五号)(第六二七号)
- 一、私立学校教職員共済組合の年金に関する請願(第五二六号)(第五三三号)
- 一、被災地の学校給食費国庫補助増額等に関する請願(第五五四号)
- 一、高等学校定時制教育等の経費予算化に関する請願(第五五九号)(第六二八号)(第六四九号)(第六五〇号)
- 一、学校給食法制定促進等に関する請願(第五七二号)(第六〇二号)
- 一、青年教育振興助成金増額に関する請願(第五八二二号)
- 一、危険校舎改築費国庫補助増額に関する請願(第五八三三号)
- 一、中学校建築基準引上げ等に関する請願(第六〇一〇号)
- 一、埼玉県山口中学校独立校舎建設

- 等に関する陳情(第二二五号)
- 一、婦人教育振興費国庫補助増額に関する陳情(第二二六号)
- 一、学校給食法制定等に関する陳情(第一三六号)
- 一、地方教育委員会廃止反対等に関する陳情(第一三七号)
- 一、市町村教育委員会廃止等に関する陳情(第一三八号)
- 一、教育委員会制度改正に関する陳情(第一三九号)
- 一、高等学校定時制教育等の振興に関する陳情(第一八〇号)
- 一、中学校建築基準引上げ等に関する陳情(第一八八号)

第五二五号 昭和二十九年一月十八日受理

学校給食法制定に関する請願
請願者 岡山市上石井二宮町三 五二 吉村卓爾

紹介議員 秋山 長造君 江田 三郎君

教育の機会均等と国民の食生活の改善を図るため、(一)学校給食用原産、ミルタの全額国庫負担、(二)主要保護児童生徒の補助の拡充等を含む学校給食法を制定せられたいとの請願。

第六二七号 昭和二十九年一月二十日受理

学校給食法制定に関する請願
請願者 岡山県邑久郡邑久町邑久小学校内 佐中利明

紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第五二五号と同じである。

第五二六号 昭和二十九年一月十八日受理

私立学校職員共済組合の年金に関する請願

請願者 大分県日田市丸山町九

〇 池田鎮夫

紹介議員 松原 一彦君

国民教育に精進した老教育家の生活安定のために昭和二十九年予算において私学恩給財団を継承する私立学校職員共済組合の旧受給者に対し補給金三千六百四十八万円の増額を取り計らわれたことの請願。

第五五三号 昭和二十九年一月十九日受理

私立学校教職員共済組合の年金に関する請願

請願者 静岡県小笠原郡山口村

千羽八四四 袴田豊道

紹介議員 高瀬莊太郎君

この請願の趣旨は、第五二六号と同じである。

第五五四号 昭和二十九年一月十九日受理

被災地の学校給食費国庫補助増額等に関する請願

請願者 静岡県磐田郡掛塚町長

竹内善平外八十八名

紹介議員 高瀬莊太郎君

静岡県磐田郡海岸沿線を襲つた十三号台風の被害は、日を迫つてその度を増しつつあり、特に農家に与えた被害は大きく、小規模の農民にいたつては、その大半が来る三月を待たずして自家生産品の全部を食い尽くすという状況で、これ等各町村はこれが対策を講じつつあるが、学童の休位低下、脳発育の不全を考へるとき誠に憂慮されるものがあるから、学童の健康維持と災

害対策の一環として被災町村各学校に対し、(一)学校給食実施のための施設設備費及び給食従事者給与の助成、(二)給食実施の諸材料(小麦粉、ミルク、燃料等)の十二月からの無償配給、(三)冷害地に準じて、ユニセフ物資無償配給の特別措置等すみやかなる実施を計られたことの請願。

第五五九号 昭和二十九年一月二十日受理

高等学校定時制教育等の経費予算化に関する請願

請願者 佐賀市松原町中の小路

佐賀県高等学校定時制教育振興会内 安永沢太

紹介議員 高瀬莊太郎君

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法は、昭和二十八年に立法されたが、本法に必要な設備等の充実は、到底国の援助がなくてはなし得ない状況であるから、昭和二十九年度文部省予算に、本法に必要な経費を大幅に予算化せられたことの請願。

第六二八号 昭和二十九年一月二十二日受理

高等学校定時制教育等の経費予算化に関する請願(二通)

請願者 京都市中京区西京伯楽

町高等学校定時制教育通信教育振興会内 中川源一郎外二千三百八十五名

紹介議員 大谷 肇君

昨年八月立法化された高等学校の定時制教育および通信教育振興法の趣旨に基いて、昭和二十九年度文部省予算に

これが経費として九億四千五百五十一万八千四百その他の経費として四十四億一千五百一十一万七千四百を計上せられたことの請願。

第六四九号 昭和二十九年一月二十三日受理

高等学校定時制教育等の経費予算化に関する請願

請願者 山形県南村山郡東沢村

妙見寺 鈴木重乾外四百四十七名

紹介議員 海野 三朗君

高等学校の定時制教育および通信教育の振興発展を期するためには窮乏せる現在の町村財政では到底不可能であるから、第十六国会に制定された高等学校の定時制教育および通信教育振興法の趣旨に基づき、定時制ならびに通信教育関係の経費を昭和二十九年度において予算化せられたことの請願。

第六五〇号 昭和二十九年一月二十三日受理

高等学校定時制教育等の経費予算化に関する請願

請願者 神戸市長田区前原町兵

庫県高等学校定時制教育通信教育振興会内 細見達蔵外六百十名

紹介議員 赤木 正雄君

この請願の趣旨は、第六四九号と同じである。

第五七二号 昭和二十九年一月二十日受理

学校給食法制定促進等に関する請願(三通)

請願者 岡山県玉島市立八幡小

学校内 渡辺四郎外五名

紹介議員 長造君

学校給食は民主教育の振興、食生活の改善、保健衛生知識の普及徹底等教育の一環として極めて重要な地位を占めているから、(一)小麦粉およびミルクの全額国庫負担による父兄負担の経費の軽減、(二)恒久的な国の施策としての「学校給食法」の即時制定および主要保護児童の救済、学校給食用物資の減免等、学校給食推進のため特に尽力されたいとの請願。

第六〇二号 昭和二十九年一月二十一日受理

学校給食法制定促進等に関する請願

請願者 札幌市北一三条東三学

校法人北海道栄進学校 内 鶴岡トシ

紹介議員 堀 末治君

この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

危険校舎改築費国庫補助増額に関する請願

請願者 岐阜県大垣市議会議長

上田松治郎

紹介議員 古池 信三君

第十六国会を通過した危険校舎改築促進臨時措置法によれば、危険校舎改築に対する補助率は予算の範囲内で政令の定めるところにより経費の三分の一以内となつてゐるが、地方財政窮迫の折危険校舎の改築促進のため、補助率を二分の一とせられたことの請願。

第六〇一号 昭和二十九年一月二十一日受理

中学校建築基準引上げ等に関する請願

請願者 高知県知事 川村和嘉

治外五名

紹介議員 寺尾 豊君

教育の完全実施と現下の地方自治体財政の窮状打開のため、(一)国庫負担法による中学校舎の〇・七坪基準はすみやかに解消し、最低必要基準である相正付一・二六坪まで引き上げること、(二)危険校舎改築補助予算は、地方の現状に於て得るに足るよう計上し、また高等学校等の非義務制学校についても同様に補助の対象とすること等の実現を期せられたことの請願。

第五八二号 昭和二十九年一月二十日受理

青年教育振興助成金増額に関する請願

請願者 岐阜県大垣市議会議長

上田松治郎

紹介議員 古池 信三君

第十六国会において青年学級振興法の制定をみたが、本法による助成金は受講者一人当たり約七十円程度であつて、将来日本の再建を担う中堅青年の教育振興費として余りにも低額であるため、教育の充実は到底不可能であるから、青年教育振興助成金を大幅に増額せられたことの請願。

第五八三号 昭和二十九年一月二十日受理

生徒の増加に伴い現在の併設中学校々舎をすみやかに独立校舎として建設せ

る陳情者 埼玉県所沢市立山口中

学校内 野村清太郎外一名

紹介議員 寺尾 豊君

第一二五号 昭和二十九年一月十六日受理

埼玉県山口中学校独立校舎建設等に関する陳情

陳情者 埼玉県所沢市立山口中

学校内 野村清太郎外一名

られるとともに、中学校々舎の〇・七坪基準を一・二六坪に改訂し、昭和二十九年年度庫庫負担金を計上せられたとの陳情。

第一二六号 昭和二十九年一月十六日受理
婦人教育振興費庫補助増額に関する陳情

陳情者 山口県都濃郡南陽町富田 山中艶

日本再建のため婦人教育を大きく前進させ更に婦人教育振興の要請される時期は今日をおいて他にないと思われるとき、昭和二十八年度文部省の婦人教育振興費が僅かに五十万円（有権者一人当り二円）であり、さらに昭和二十九年年度の予算査定額が三十万円に減額されたことは誠に遺憾の極みであるから、婦人の知性の向上が国家再建の中核として重大な責務をもつものであることを広く視野から洞察して、文部省婦人教育費の要求額百六十万円実現のため格別の御高配を賜りたいとの陳情。

第一三六号 昭和二十九年一月十八日受理
学校給食法制定等に関する陳情（三通）

陳情者 岡山県玉島市八幡小学校 校内 渡辺四郎外五名

学校給食の重要性にかんがみ、（一）小麦粉およびミルク代を全額国庫で負担して父兄の負担軽減を図るとともに恒久的な国の施策として学校給食法を即時制定せられたいとの陳情。

第一三七号 昭和二十九年一月十九日受理
陳情者 東京都議会議員 佐々木恒司

教育委員会制度改正に関する陳情

陳情者 東京都議会議員 佐々木恒司

地方教育委員会廃止反対等に関する陳情

陳情者 広島市国泰寺町三九教育委員会内地方教育委員会連絡協議会内 今田庫吉

今回昭和二十九年年度国家予算の編成に当り、地方教育委員会制度の廃止、義務教育費国庫負担の定員定額制の実施および教育施設費の縮減等が主張されていることは、はなはだ不可解であり、まさに教育の危機であるから、右地方教育委員会制度の廃止等に反対するとともに公立学校施設の整備、改築等教育能率を増進しうるよう充分な予算措置を講ぜられたいとの陳情。

第一三八号 昭和二十九年一月十九日受理
市町村教育委員会廃止等に関する陳情

陳情者 愛知県議会議長 池田駒平

現行教育委員会制度を（一）市町村の教育委員会は五大市をふくめて廃止すること、（二）府県の教育委員会の委員はその定数を五人とし、長が議会の同意を得て選任するものとし、委員会の構成が特定の職歴または政黨所屬の者に偏することのないようにすること、（三）教育委員会の原案送付は廃止し、他の行政委員会と同様に取扱いするものとする等により改正せられたいとの陳情。

第一三九号 昭和二十九年一月十九日受理
教育委員会制度改正に関する陳情

陳情者 東京都議会議員 佐々木恒司

現行の教育委員会制度の突進にかんがみ、その非能率かつ不円滑を是正するため、設置単位を都道府県に一本化し、教育委員の選任方法は議会の同意を得て長が任命するよう本制度を改正せられたいとの陳情。

第一八〇号 昭和二十九年一月二十日受理
高等学校定時制教育等の振興に関する陳情

陳情者 山形県議会議長 加藤富之助

高等学校定時制教育及び通信教育振興法は、財政的措置が不十分であるため所期の成果を期し得ない状態にあるから、本法の附帯決議事項の成文化並びに予算措置の実現を期せられたいとの陳情。

第一八八号 昭和二十九年一月二十二日受理
中学校建築基準引上げ等に関する陳情

陳情者 埼玉県北足立郡幸野町長 柏房吉外十五名

政府が昭和二十九年年度予算において均等予算を編成する意図は諒とするとこのために義務教育諸学校施設の整備に支障をきたすときは教育効果を低減し、国家の将来を誤るものであるから、（一）中学校々舎の〇・七坪基準は一・二六坪に引上げ改訂して二十九年年度国庫負担金を計上すること、（二）危険校舍改築補助は地方の実情に依り得るに足るよう計上し、また高等学校等の非義務制学校の分も補助の対象とするのと、（三）小学校の不正常授業を急速に解消し得るに足るよう補助を計上する

こと等の実現を期せられたいとの陳情。

二月十日日本委員会に左の事件を付託された。

一、中学校建築基準引上げ等に関する請願（第六六五号）（第六九二号）（第八七五号）

二、学校給食法制定促進等に関する請願（第六六六号）

三、無名戦士の褒章納付に関する請願（第六七七号）

四、公立学校事務職員員の身分に関する請願（第六九一号）（第八七七号）（第九六七号）

五、学校給食法制定等に関する請願（第六九三号）（第六九四号）（第八七六号）

六、学校の安全教育の充實化に関する請願（第八二七号）

七、警備教育実施に関する請願（第八四九号）

八、教育委員会廃止に関する請願（第八六一号）（第九三三号）（第九四五号）（第九六六号）

九、高等学校定時制教育等の経費予算化に関する請願（第九三七号）

一〇、幼稚園教育振興に関する請願（第九六八号）

一一、へき地教育振興法制定促進に関する請願（第九九〇号）

一二、私立学校教職員共済組合の年金に関する請願（第九九一号）

一三、学校給食法制定等に関する陳情（第二四四号）

一四、教育委員会廃止に関する陳情（第二四五号）

一五、史跡王塚古墳壁画模写費国庫補助に関する陳情（第二五二号）

第六六五号 昭和二十九年一月二十五日受理
中学校建築基準引上げ等に関する請願

陳情者 島根県庁内義務設置学校施設整備促進期成会 内 中島竜一

紹介議員 小滝 彬君

現在、地方学校施設の突進は、施設の大増の胸の荒廃ならびに見学生徒の急激な増加のため、その不足がはなはだしく、まことに深刻な様相を呈しているから、（一）中学校々舎の〇・七坪基準は一・二六坪に引き上げること、（二）危険校舎改築補助予算を確保し、高等学校の危険校舎を補助の対象とすること、（三）積雪寒冷地帯の義務設置学校屋内運動場の建設費に対し国庫負担の法制化を行うとともに、学校規模の実情に依り得るよう基準を考慮して予算措置を講ずること等の実現を計られたいとの請願。

第六九二号 昭和二十九年一月二十六日受理
中学校建築基準引上げ等に関する請願

陳情者 山形県旅籠町三〇一山形県教育委員会内 松沢靖介

紹介議員 海野 三朗君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第八七五号 昭和二十九年一月二十八日受理
中学校建築基準引上げ等に関する請願

陳情者 埼玉県議会議長 染谷清四郎

一、史跡王塚古墳壁画模写費国庫補助に関する陳情（第二五二号）

二、学校給食法制定促進等に関する陳情（第二四四号）

三、無名戦士の褒章納付に関する請願（第六七七号）

四、公立学校事務職員員の身分に関する請願（第六九一号）（第八七七号）（第九六七号）

五、学校給食法制定等に関する請願（第六九三号）（第六九四号）（第八七六号）

六、学校の安全教育の充實化に関する請願（第八二七号）

七、警備教育実施に関する請願（第八四九号）

八、教育委員会廃止に関する請願（第八六一号）（第九三三号）（第九四五号）（第九六六号）

九、高等学校定時制教育等の経費予算化に関する請願（第九三七号）

一〇、幼稚園教育振興に関する請願（第九六八号）

一一、へき地教育振興法制定促進に関する請願（第九九〇号）

一二、私立学校教職員共済組合の年金に関する請願（第九九一号）

一三、学校給食法制定等に関する陳情（第二四四号）

一四、教育委員会廃止に関する陳情（第二四五号）

一五、史跡王塚古墳壁画模写費国庫補助に関する陳情（第二五二号）

紹介議員 上原 正吉君

新学制施行後既に八年を経過しているにもかかわらず、公立学校の施設は、特別教室、講堂等はもとより、一級教室においてさえも非常に狭いので、児童、生徒一人当り〇・七坪の底層最低基準の建築が確保されず、その上既存校舎についても老朽荒廃の度が激しく児童、生徒の身体的安全上にも寒心に堪えない実情にあるから、(一)中学校々舎の〇・七坪基準を一・二六坪に引き上げ、昭和二十九年年度庫庫負担の対象とすること、(二)危険校舎改築補助予算は、地方の実情に即し得るよう大幅に計上されるときに、高等学校の施設も補助の対象とすること等適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第六六六号 昭和二十九年一月二十日
五日受理
学校給食法制定促進等に関する請願

請願者 三重県津市新中町九二
六日本栄養士会三重県支部内 野村正男
紹介議員 前田 穰君

児童生徒の健康な心身の発達を期する目的をもつて「学校給食法」の制定を促進するとともに、同法案中に栄養教育制度に関する条文を設け、かつ義務教育小学校の学校給食施設には栄養教育の設置を義務づけ、また栄養教育は栄養士法に基づく栄養士をもつてこれに当らるよう取り計らわれたいとの請願。

第六七七号 昭和二十九年一月二十日
五日受理
無名戦士の墓献納に関する請願

請願者 埼玉県入間郡越生町大

字越生九八一財団法人
世界無名戦士の墓建設
会代表者 長谷部秀邦
紹介議員 石川 榮一君 上原 正吉君

最近政府は、太平洋戦争における無名戦没者の墓を建設する意図の由であるが、財団法人世界無名戦士の墓建設会は、国民の名において各国の人々の間に理解と親善とを打ち建て平和日本を世界に表明する国策の一環としてこれが建設を企て、しかも完成の上は国に提供する計画をもつて工事に着手し、すでに半ばまで進んでいるから、政府においては、これが完成後に採納せられたいとの請願。

第六九一号 昭和二十九年一月二十日
六日受理
公立学校事務職員に身分に関する請願

請願者 埼玉県入間郡毛呂山町
大字南久保九三八ノ一
藤井広司外三百六十
三名
紹介議員 松永 義雄君

公立学校事務職員は、教育公務員であるにもかかわらず、教育公務員特例法の適用から除外されていることは明らかに学校教育法に矛盾するものである。即ち公立学校事務職員は教員と同様学校に置かなければならない職員であるとして学校教育法第二十八条および同第五十条に明示してあり、さらに教育委員会法、恩給法においても当然と教育職員とみなしているから、公立学校事務職員を教育公務員特例法の適用を受ける公務員とせられたいとの請願。

第八七七号 昭和二十九年一月二十日
八日受理
公立学校事務職員に身分に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市熊谷女子
高等学校内 中村平三
郎外百七十三名
紹介議員 關根 久藏君

この請願の趣旨は、第六九一号と同じである。
第九六七号 昭和二十九年二月一日
受理
公立学校事務職員に身分に関する請願

請願者 岡山市国富一二七公立
学校事務職員協会内
三好九太外三千一名
加藤 武徳君
紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第六九一号と同じである。
第六九三三号 昭和二十九年一月二十日
六日受理
学校給食法制定等に関する請願

請願者 岡山県川上郡成羽町成
羽小学校内 堀忠明
三郎君
紹介議員 秋山 長造君 江田 三郎君

学校給食に対する国庫補助の打ち切り、もしくは削減の措置は児童の負担を増大し、学校給食の危機を招きその将来に極度の困難を予想されるに至つていから、(一)学校給食用原炭、ミルク代金の全額国庫負担、(二)準要保護児童生徒への補助拡充強化、(三)学校給食施設費国庫補助、(四)学校給食専従者(栄養士、調理士、事務員)の身分保障ならびに人件費国庫負担等の措置を講じ、これが恒久的国策として更に充実発展するよう学校給食法の制定を要

現せられたいとの請願。

第六九四号 昭和二十九年一月二十日
六日受理
学校給食法制定等に関する請願

請願者 岡山県玉島市立長尾小
学校内 中務茂外二十
六名
紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第六九三三号と同じである。
第八七六号 昭和二十九年一月二十日
八日受理
学校給食法制定等に関する請願

請願者 埼玉県児玉郡大沢村立
大沢小学校内 上山均
外五名
紹介議員 關根 久藏君

この請願の趣旨は、第六九三三号と同じである。
第八二七号 昭和二十九年一月二十日
七日受理
学校の安全教育拡充強化に関する請願

請願者 東京都港区芝田町二ノ
一三労働省産業安全研
究所内社団法人全日本
産業安全連合会長 早
川 慎一
紹介議員 高木 正夫君

産業災害は、毎年数多くの死傷者を出している現状にかんがみ労使相たずさえて産業設備の改善、労働者に対する安全教育、作業方法の改善、災害原因の調査等産業災害の防止のためにあらゆる努力をしているが、安全思想の普及と安全意識の増進は労働者が入職後に行う安全教育のみでは充分な成果は

望み難いから、学校における安全教育に關しこれが拡充強化を図られたいとの請願。
第八四九号 昭和二十九年一月二十日
七日受理
書道教育実施に関する請願

請願者 東京都品川区西大崎四
ノ七八〇 豊道園中
三名
紹介議員 大谷 實雄君

小、中学校において書道を独立科目として本来の教育体制に選ずると同時に一貫してこれを高校および各大学における書道を必修科目とし書写能力の養成を一段と強化させることは、文字生活の助成のみでなく思想的混迷期にある学生、生徒の情操教育に資するところが大きいから、(一)小、中学校における「書き方」「習字」を一括して独立教科とすること、(二)高等学校および各大学の教育学部における書道科を必修科とすること、(三)書道科教員養成機関を設置拡充すること等の実現を図られたいとの請願。

第八六一号 昭和二十九年一月二十日
八日受理
教育委員会廃止に関する請願

請願者 福岡県宗像郡福岡町長
池浦豊次郎外一名
紹介議員 小松 正雄君

現行教育委員会制度は、地方行政の総合的運営を阻害し、その経費も貧弱な地方財政の負担に堪えないところであるから、教育委員会制度を廃止せられたいとの請願。
第九三六号 昭和二十九年一月二十日
九日受理

教育委員会廃止に関する請願

請願者 福岡県宗像郡神興村長

紹介議員 小松 正雄君

地方自治は執行機関である市町村長と議決機関である市町村議会が不離一体となつてすべての行政を処理することによつてその円満なる発達をきし得るものであるが、地方自治の大半を占める教育行政をとりわけ執行機関によつて処理し二頭行政を行うことはいたずらに行政を複雑にし地方行政の総合的運営を阻害するものであるから、義務教育の運営管理を市町村に帰属せしめ教育委員会を廃止せられたいとの請願。

第九四五号 昭和二十九年一月三十日受理

教育委員会廃止に関する請願

請願者 福岡県宗像郡吉武村長

紹介議員 小松 正雄君

この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第九六六号 昭和二十九年二月一日受理

教育委員会廃止に関する請願

請願者 福岡県宗像郡池野村長

紹介議員 小松 正雄君

この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第九三七号 昭和二十九年一月三十日受理

高等学校定時制教育等の経費予算化に関する請願

請願者 島根県能登郡安来町安来高等学校内 若槻修

紹介議員 小瀧 彬君

高等学校定時制教育及び通信教育が開設されて以来滿五年年とともに生徒数が増大し、いまや定時制五十四万、通信教育五万余を数えるに至り、しかも年々約二割増の傾向にあるが、現下町村財政の窮乏はこれら高等学校教育に必要な設備等の充実は困難な状況にあるから、二十九年度において大幅に予算を計上せられたいとの請願。

第九六八号 昭和二十九年二月一日受理

幼稚園教育振興に関する請願

請願者 兵庫県明石市立播磨幼稚園内 内匠ちあ外五

紹介議員 荒木正三郎君 紅露

みつ君 三郎君 三郎君

就学前の幼児教育は重要なものであるから、幼児教育振興のため幼稚園施設拡充の財源措置を講ぜられるとともに、市町村立学校職員負担法を改正して幼稚園教員給与の負担を都道府県とせられたいとの請願。

第九九〇号 昭和二十九年二月一日受理

へき地教育振興法制定促進に関する請願

請願者 東京都中央区銀座東五

のへき地教育振興促進期成会内 田中敏文

紹介議員 鈴木 享弘君

へき地における教育を振興させるた

め、(一)へき地教育に対する国および地方公共団体の責任を明らかにする、(二)へき地教育振興のための総合対策を樹立する、(三)へき地教育振興のための国の財政援助を規定する等を内容としたへき地教育振興法(仮称)の制定をすみやかに図られたいとの請願。

第九九一号 昭和二十九年二月一日受理

私立学校教職員共済組合の年金に関する請願

請願者 長野市狐池九二 野村

紹介議員 上條 愛一君

私立学校教職員共済組合年金受給額の不均衡を是正するために、寄附行為の改正と、国庫補助金の増額を行われたいとの請願。

第二三〇号 昭和二十九年一月二十七日受理

学校給食法制定等に関する陳情(四通)

陳情者 岡山県川上郡富家村長

原田角太郎外三名

児童地位の向上、民主教育の振興と学校給食法の制定を図るとともに、(一)学校給食用原麦、ミルク代全額国庫負担、(二)準要保護児童への補助拡充、(三)学校給食施設整備費国庫補助、(四)学校給食専従者(栄養士、調理士、事務員)の身分保障並びに人件費国庫負担、(五)学校給食用諸物資の税免税等を実施せられたいとの陳情。

第二四一号 昭和二十九年一月二十九日受理

学校給食法制定促進等に関する陳情(二通)

陳情者 東京都目黒区平町五三

大関喜美子外一名

児童生徒の健康と心身の発達を期する目的をもつて、学校給食法の制定を促進するとともに、同法中に栄養教諭制度に関する条文を設け、義務教育小学校の学校給食施設には栄養教諭の設置を義務づけられたいとの陳情。

第二四五号 昭和二十九年一月三十日受理

教育委員会廃止に関する陳情(九通)

陳情者 茨城県久慈郡金郷村議

会議長 茅根勝外百三

地方自治の大半を占める教育行政をとりわけ執行機関によつて処理し、二頭行政を行うことはいたずらに行政を複雑にし地方行政の総合的運営を阻害するばかりでなく、本制度のために消費する経費はばく大であつて貧窮な地方財政の現状においては到底その負担にたえ得ないから、義務教育運営管理を市町村に帰属せしめ教育委員会を廃止せられたいとの陳情。

第二五二号 昭和二十九年二月一日受理

史跡王塚古墳壁画模写費国庫補助に関する陳情

陳情者 福岡県嘉穂郡桂川町長

吉田繁

福岡県桂川町所在の史跡王塚古墳の壁画は、一万五千五百年前のもので、模様の広壮と装飾の鮮明並びに原形保持の点においてわが国唯一の貴重な文化財であるばかりでなく、世界的な文化財であるが、風害、地震、雨水等によつて貴重な壁画はうすれつつあるから、

これが保存対策としての壁画の模写費を国庫補助せられたいとの陳情。

二月十一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案

一、公立学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案

同項に規定する二年以上の課程を修了した者又は監督官の定めるところにより、これと同等以上の学力がある者認められた者とする。
第九十三條第二項を次のように改め、同條第三項を削る。

第三十九條第一項に規定する盲学校及び聾学校に係る保護者の義務は、昭和二十九年四月一日以後、子女の満十三歳に達した日の属する学年の終りまでとし、以後昭和三十年四月及び昭和三十一年四月において、毎年度一学年ずつ延長するものとする。

第九十九條第一項中「第五十五條」を「第五十五條第一項」に改め、同條第三項中「第六十二條」を「第五十五條第三項及び第六十二條」に改める。

附則

1 この法律中、第九十三條の改正規定は昭和二十九年四月一日から、その他の規定は昭和三十年四月一日から施行する。

2 昭和三十一年三月三十一日まで、改正前の学校教育法第五十六條第二項の規定により、医学又は歯学の学部を置く大学において医学又は歯学を履修することのできる資格を得た者は、改正後の学校教育法第五十五條第二項に規定する専門の課程に進学することができる。

国立学校設置法の一部を改正する法律案
国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。
（国立学校）

第二條 この法律で「国立学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める学校で国が設置するものをいう。
2 大学以外の国立学校は、この法律に特別の定をするものの外、政令で定めるところにより、国立大学又は国立大学の学部に附屬して設置するものとする。

第三條の三の表中

福島大学経済短期大学部 福島県 福島大学
群馬大学工業短期大学部 群馬県 群馬大学

山形大学工業短期大学部 山形県 山形大学
福島大学経済短期大学部 福島県 福島大学
群馬大学工業短期大学部 群馬県 群馬大学
埼玉大学経済短期大学部 埼玉県 埼玉大学

山口大学工業短期大学部 山口県 山口大学

第四條第一項の表中東京工業大学の項を次のように改める。

東京工業大学	建築材料研究所	資源化学研究所	精密工学研究所	産業研究所
東京大学	建築材料に関する学理及びその応用の研究	資源の化学的利用に関する学理及びその応用の研究	精密工学に関する学理及びその応用の研究	産業に関する学理及びその応用の研究

第五條を次のように改める。

（学部附屬の教育研究施設）
第五條 国立大学の学部に、文部省令で定めるところにより、附屬の教育施設又は研究施設を置く。

2 前項の教育施設又は研究施設の名称及び内部組織は、同項の文部省令で定めるものを除く外、当該大学が定める。

第九條中「別表第一及び第二による」を「行政機関職員定員法（昭和二十九年四月一日）に定める」に改める。

り、同表神戸大学の項中「文理学部」を「文学部」に、「経営学部」を「理理学部」に、同表愛媛大学の項中「工学部」を「工学部」に改める。

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

二月十三日千鶴審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、教育委員会法の一部を改正する法律案（衆）
一、教育委員会法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案（衆）

教育委員会法の一部を改正する法律案
教育委員会法の一部を改正する法律

教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。

第二條 教育委員会の設置、組織、権限及び職務並びに教育委員会の置かれていない地方公共団体の教育、学術及び文化（教育と）に関する特別については、この法律の定めるところによる。

第三條の見出しを「設置及び不設置」に、同條第一項但書「町村」を「市町村」に改め、同條第二項を削り、第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五十五條第二項の市以外の市及び市村（市町村）という。以下この条において同じ。は、前項の規定にかかわらず、条

例で、教育委員会を置かないことができる。

3 第一項但書の一部事務組合の教育委員会に必要事項並びに左の各号の一に該当する場合における当該市町村、当該関係町村又は当該組合の教育事務の暫定的管理執行機関及びこれらの市町村又は組合の教育委員会の設置に必要事項は、この法律の規定に準じ、政令で、これを定める。

一 廃置分合による市町村の設置があつた場合

二 町村の全部事務組合又は役場事務組合の設置又は解散があつた場合

三 第一項但書の一部事務組合の解散があつた場合

四 その他前各号に準ずる場合

第四条第一項中「教育、学術及び文化（教育という。以下同じ。）を「教育」に、同条第二項中「及び私立学校」を「並びに私立の学校及び各種学校」に改める。

第五条に次の一項を加える。

2 市町村の設置する学校及び当該学校の職員に係る教育事務でこの法律の規定により都道府県委員会が管理し、及び執行するものに要する経費は、当該都道府県の負担とする。

第六条中「及びその所掌」を「その他の地方公共団体の教育に関する事務」に改める。

第八条第一項に次の但書を加える。

但し、第三条第二項の規定により教育委員会が置かれていない市町村がその後教育委員会を設置する

の場合における最初の委員のうち、その半数の者の任期は、二年とする。

第二十九条第二項中「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。

第三十一条を次のように改める。

第三十一条 削除

第四十一条第一項に次の但書を加える。

但し、地方自治法第五十五条第二項の市以外の市及び町村の教育委員会にあつては、当該市町村の条例で、これを置かないことができる。

第四十五条第四項中「教育長の推薦により、を削り、同項に次の後段を加える。

この場合において、当該任命は、第四十一条第一項但書の規定により教育長の置かれていない場合を除き、教育長の推薦によらなければならない。

第四十九条第三号及び第四号を次のように改める。

三及び四 削除

第四十九条第五号中「職員」の下に「市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（給与負担職員という。以下同じ。）を除く。」を、同条第十四号中「教育職員」の下に「（給与負担職員を除く。）」を加え、同条第十三号を次のように改める。

十三 削除

二の三 給与負担職員の任免その他の人事に関する事。

二の四 校長、教員その他の教育職員の研修に関する事。

二の五 給与負担職員の保健、福利及び厚生に関する事。

第五十条第七号中「私立学校」を「私立学校又は各種学校」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県委員会は、前項第二号の三の規定により給与負担職員の任免、休職、懲戒、給与等に関する処分をしようとするときは、あらかじめ当該給与負担職員の属する学校を設置する市町村の教育委員会（教育委員会の置かれていない市町村にあつては、当該市町村長）の意見を求めなければならない。

第五十一条第一項中「地方委員会」及び同条第三項中「教育委員会」の下に「（教育委員会の置かれていない市町村があるときは、当該市町村長を含む。）」を加える。

第五十二条を削る。

第五十二条の二第一項中「教育長」の下に「（教育長の置かれていない教育委員会にあつては、当該教育委員会の委員長。以下この条において同じ。）」を加え、同条を第五十二条とし、以下第五十二条の四まで順次一條ずつ繰り上げる。

第六十一条第四号中「第三十一条第三項」を「教育委員会の委員の報酬及び費用弁償の額及びその支給方法に係る地方自治法第二百三十三条第三項の条例並びに第四十一条第一項但書」に改める。

第六十五条第二項中「欠けた場合」の下に「又は教育長の置かれていない

地方委員会の委員がすべて欠けた場合」を「教育長代理」の下に「又は当該地方委員会の行方事務の代行者」を、同条第三項及び第四項中「教育長代理」の下に「又は事務代行者」を加える。

第三章の次に次の二章を加える。

第三章の二 地方委員会の不設置及び再設置

第六十五条の二 市町村が第三条第二項の規定により教育委員会を置かないことについての条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならぬ。

2 市町村（教育委員会の置かれていない市町村を除く。以下第三項において同じ。）の議会は、前項の規定による議決をしようとするときは、あらかじめ当該教育委員会の意見を求めなければならない。

3 当該市町村の教育委員会の委員であつた者は、当該教育委員会が置かれなくなった日から二十日以内に、当該教育委員会が管理し、及び執行していた事務を当該市町村長に引き継がなければならない。

4 前項の規定による事務引継の場合においては、当該教育委員会の委員であつた者は、書類、帳簿及び財産目録を調製し、処分未了若しくは未着手の事項又は将来企画をすべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見を記載しなければならない。

5 前二項に規定するものの外、第三項の事務引継に関しては、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）に規定する普通地方公共団体の長の事務引継の場合の例による。

（再設置）

第六十五条の三 教育委員会の置かれていない市町村において、前条第一項の条例の廃止があつた後教育委員会の最初の委員の選挙が行われたときは、当該市町村長は、二十日以内に、第三十四条第三項及び第四項の規定に準じて、教育委員会の会議を招集し、最初の会議を開かなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による最初の会議が開かれた日に成立するものとする。

3 市町村長は、前項の規定による当該市町村の教育委員会の成立の日から二十日以内に、第六十五条の四の規定により管理し、及び執行していた事務を当該市町村の教育委員会に引き継がなければならない。

4 前条第四項及び第五項の規定は、前項の事務引継の場合に、これを準用する。

第三章の三 教育委員会の置かれていない市町村の教育に関する特例（市町村長の権限）

第六十五条の四 教育委員会の置かれていない市町村にあつては、第四十九条各号に掲げる事務は、当該市町村長が、これを管理し、及び執行する。

(その他の特例)

第六十五條の五 教育委員会の置かれていない市町村に関しては、第五十條第一項第三号及び第五十五條中「地方委員会」とあり、第五十四條の二中「教育委員会」とあるのは「市町村長」と、第五十二條第二項中「教育長」とあるのは「市町村長」と、「前項の規定により委任された事務」とあるのは「その権限に属する教育事務」と、第六十七條第一項中「地方公共団体の教育委員会」とあるのは「市町村の長」と読み替えて、これらの規定を適用する。

2 市町村長が国の機関として処理する行政事務であつて、教育事務に係るものに関しては、地方自治法第五十條中「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と読み替えて、同条の規定を適用する。

第六十六條第一項中「教育委員会の所管に属する学校」を「地方公共団体の設置する学校(大学を除く。)」に、同条第二項中「教育委員会の所管に属する」を「地方公共団体の設置する」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前二項に規定する職員の定数は、給与負担職員については当該都道府県の条例で、その他の職員については当該地方公共団体の条例で、これを定めなければならない。

第六十七條第一項を次のように改める。

前条第一項及び第二項に規定する学校その他の教育機関の事務職

員、技術職員及びその他の職員(校長及び教員を除く。)のうち、給与負担職員は、都道府県委員会が、その他の者は、その者の属する学校その他の教育機関を設置する地方公共団体の教育委員会が、これを任命する。この場合において、第四十五條第四項後段の規定を適用する。

第六十八條を次のように改める。

第六十八條 削除

第六十一條中「第六十七條第二項及び第六十八條」を「同項」に改める。

第八十五條中「第四條」を「第四條第二項及び第六十六條第一項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

2 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、この法律施行後二十日以内に、改正後の教育委員会法第五十條第一項の規定によりあらたに都道府県の教育委員会の権限に属せられた事務を当該都道府県の教育委員会に引き継がなければならない。この場合において、当該事務引継ぎについては、改正後の同法第六十五條の二第四項及び第五項の規定を適用する。

3 この法律施行の際、現に市町村立学校職員給与負担法(昭和二十

三年法律第百三十五号)第一条又は第二条に規定する職員の職にある者に対し、この法律施行前に、市町村の教育委員会が改正前の教育委員会法の規定に基づいてした人事に関する処分その他の行為は、都道府県の教育委員会が改正後の同法の規定に基づいてした処分その他の行為とみなす。

教育委員会法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案

教育委員会法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三條及び第二十六條中「教育委員会」の下に「(教育委員会の置かれていない市町村にあつては、当該市町村の長)」を加える。

(地方自治法の一部改正)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第百八十條の四第一項中「左の通りである。」の下に「但し、教育委員会については、第百五十五條第二項の市以外の市町村にあつては、条例でこれを置かないことができる。」を加える。

別表第一中第二十九号の次に次の一号を加える。

二十九の二 教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)の定

めるところにより、市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(以下この表において「給与負担職員」という。)の定数を条例で定めること。

別表第一第三十号中「並びにこれらの者」を「これらの者」に、「実施すること」を「実施し、並びに給与負担職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について、条例で定めること」に改める。

別表第一第三十三号中「(昭和二十三年法律第百三十五号)」を削り、「市町村立の学校の職員」を「給与負担職員」に改める。

別表第二第二号二十八を次のように改める。

(二十八) 削除

別表第三第一号百二十四中「私立大学以外の私立学校の教科用圖書の検定を行い(但し、当分の間、主務大臣が行う。)」を削る。

別表第三第二号(一)中「(昭和二十三年法律第百七十号)及び「都道府県内のすべての学校の教科用圖書の検定を行い(但し、当分の間、主務大臣が行う。)」を削る。

別表第三第二号(一)中「(昭和二十三年法律第百七十号)及び「都道府県内のすべての学校の教科用圖書の検定を行い(但し、当分の間、主務大臣が行う。)」を削り、「都道府県内の学校」を「都道府県内のすべての公立学校(大学を除く。以下この表において同じ。))における教科内容、その取扱及び教科用圖書の採択に関する事務を行い、都道府県内の市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員(以下この表において「給与負担職員」という。)の任免その他の人事に関する事務を行い、給

与負担職員の保健、福利及び厚生に要する施設その他保健、福利及び厚生に関する計画を樹立し、及び実施し、都道府県内の公立学校に、「私立学校」を「私立学校又は私立各種学校」に、「高等学校」を「公立の高等学校」に、「教育長も欠けた場合」を「教育長も欠けた場合又は教育長の置かれていない市町村教育委員会の委員がすべて欠けた場合」に、「当該委員会の教育長代理を任命し、」を「当該市町村教育委員会の教育長代理又は事務代行者を任命すること」に改め、「並びに教育委員会が設置されていない市町村の教育に関する事務を所管すること」を削る。

別表第三第二号(二)中「各種学校設立の認可」を「各種学校の設立の認可等」に改める。

別表第三第二号(三)中「公立学校」を「都道府県内の公立学校」に、「地方委員会を置かない市町村における大学及び大学附属の学校以外の公立学校の教育公務員並びに都道府県教育委員会の教育長及び専門的教育職員」を「大学附置の学校以外の都道府県内の公立学校の教育公務員、都道府県教育委員会及び都道府県内の市町村教育委員会及び教育委員会の置かれていない市町村に置かれる社会教育主事」に改める。

別表第四第二号五十二及び五十三中「を設置しない」を「の置かれていない」に改める。

別表第四第三号(三)を次のように改める。

(三) 削除

別表第六第一号市町村の部中社会福祉主事の項の次に次のように加える。

校長

教諭

教育職員免許法第三号第一項の定めるところによる。

別表第六第二号市町村の部中指導主事の項を削り、

四十一条第二項の定めるところによる。

会法第四十一条第二項の定めるところによる。第百五十五条第二項の市

に改める。

（教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正）

第三条 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「市町村の教育委員会、国立及び私立」を「都道府県内」に改める。

（市町村立学校職員給与負担法の一部改正）

第四条 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（教育公務員特例法の一部改正）

第五条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「並びに教育委員会の教育長及び専門的教育職員」を「教育委員会の教育長並びに専門的教育職員」に改める。

第十三條第一項中「大学附置の学校以外の公立学校にあつては、その校長又は教員の属する学校を所管する教育委員会の教育長」を「大学附置の学校以外の公立学校にあつては、当該考査が市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（給与負担職員）という。以下同じ。」に係るときは都道府県の教育委員会の教育長、給与負担職員以外の者に係るときはその者の属する学校を設置する地方公共団体の教育委員会の教育長（教育長の置かれていない教育委員会に於ては当該教育委員会とし、教育委員会の置かれていない市（特別区）を含む。以下同じ。）町村にあつては当該市町村の長と

する。」に改める。

第十六條第一項中「教育委員会の教育長」の下に「（教育長の置かれていない教育委員会に於ては当該教育委員会とし、教育委員会の置かれていない市町村にあつては当該市町村の長とする。以下第四項において同じ。）」を加える。

第十九條第二項中「当該教育委員会」を「当該都道府県の教育委員会」に改める。

第二十五條の二の見出し中「分限」を「給与負担職員の分限」に、同条中「教育委員会が置かれていない地方公共団体の設置する学校（大学を除く。以下この条及び第二十五條の三において同じ。）の職員」を「給与負担職員」に改める。

（給与負担職員の勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する審査機関）

第二十五條の三 給与負担職員の勤務条件に関する措置の要求に對する審査及び給与負担職員に對する不利益処分に関する審査については、地方公務員法第四十六條、第四十七條、第四十九條、第四項及び第五十條に規定する人事委員会又は公平委員会の職務は、都道府県の人事委員会が行い、同法第四十八條又は第五十一條の規定により人事委員会規則又は公平委員会規則で定めるものとされている事項は、当該都道府県の人事委員会の規則で定めるものとする。

与」を「給与負担職員の給与」に、

同条第一項中「市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員」を「給与負担職員」に、同条第二項中「その議案の原案を作成する場合において、市町村に教育委員会が置かれていないときは、当該教育委員会を」その議案の原案を作成する場合においては、市町村の教育委員会（教育委員会の置かれていない市町村にあつては、市町村の長）に改める。

第二十五條の六第一項中「前項」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「職員団体とみなす」を「職員団体と、第二項の職員団体は、同条第一項の規定に基づく都道府県の職員の職員団体とみなす」に、同条第三項中「職員団体とみなす」を「職員団体と、第二項の職員団体は、同条第一項の規定に基づく都道府県の職員の職員団体とみなす」に改め、同条中第二項を第四項とし、第三項を第五項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 都道府県内の地方公共団体の設置する学校の職員は、当該都道府県又は当該都道府県内の他の地方公共団体の設置する学校の職員とともに、給与、勤務時間その他の勤務条件に關し都道府県の当局と交渉するための団体を結成し、又はこれに加入することが出来る。

3 第一項の規定の適用については、前項の職員団体は、地方公務員法第五十二條第一項の規定に基づく都道府県の設置する学校

の職員の職員団体とみなす。

第三十三條を削る。

（教育職員免許法の一部改正）

第六條 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「にあつてはその学校を所管する教育委員会」を「のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する者（給与負担職員）という。以下本項中同じ。」に於ては都道府県の教育委員会、給与負担職員以外の者に於てはその学校を設置する地方公共団体の教育委員会（教育委員会の置かれていない市（特別区）を含む。以下本項中同じ。）町村にあつては、市町村の長」に改める。

（社会教育法の一部改正）

第七條 社会教育法（昭和二十四年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第八章 雜則（第五十八條）」に改める。

第十九條を次のように改める。

（社会教育委員の実費弁償）

第十九條 地方公共団体は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十三條第一項の規定にかかわらず社会教育委員に對し報酬を支給しないものとす。社会教育委員がその職務を行うために要する費用はこれを弁償しなければならないものとする。

第三十七條中「（昭和二十二年法

「市町村の長」と「市町村の教育委員会規則」とあるのは「市町村の規則」と読み替えてこの法律の規定を適用する。但し、第五條第二項後段及び第七條後段の規定は、適用しない。

2 教育委員会の置かれていない市町村については、第九條第二項の規定中「市町村の教育委員会の事務局又は市町村の教育委員会の所管に属する教育機関」とあるのは、「市町村長の所管に属する教育機関」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 教育委員会の置かれていない市町村については、第二十四條第二項の規定中「文部大臣及び教育委員会」とあるのは、「文部大臣、教育委員会及び市町村長」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(公立学校施設費国庫負担法の一部改正)

第十四條 公立学校施設費国庫負担法(昭和二十八年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「教育委員会」の下に「教育委員会の置かれていない地方公共団体にあつては、当該地方公共団体の長」を加える。

(危険校舎改築促進臨時措置法の一部改正)

第十五條 危険校舎改築促進臨時措置法(昭和二十八年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「教育委員会」の下に「(教育委員会の置かれていな

い地方公共団体にあつては、当該地方公共団体の長)を加える。

(昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置の一部改正)

第十六條 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「教育委員会」の下に「(教育委員会の置かれていない地方公共団体にあつては、当該地方公共団体の長)を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、教育委員会法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第 号)施行の日から施行する。

(教育公務員特例法の一部改正に伴う経過措置)

2 この法律施行の際、現に係属中の市町村立学校職員給与負担法第一條又は第二條に規定する職員に対する不利益処分の審査については、教育公務員特例法第二十五條の三の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

二月十六日本委員会に左の事件を付託された。

一、学校給食法案(永井純一郎君外六十七名発議)

学校給食法案
学校給食法

(目的)

第一條 この法律は、学校給食の制度を確立し、且つ、その充実を図ることによつて、生徒、児童又は幼児の心身の健全な養育に寄与し、あわせて国民は食生活の改善に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「学校給食」とは、小学校、中学校、夜間において授業を行う課程(以下「夜間課程」という。)を置く高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校(以下「学校」という。)において、学校教育の一環として、授業日の昼食時(夜間課程を置く高等学校にあつたは、夕食時)に、当該学校の生徒(夜間課程を置く高等学校にあつては、夜間課程において行う教育を受ける生徒に限る。以下同じ)、児童又は幼児及び職員に対して行う給食をいう。

(学校給食の実施義務)

第三條 学校においては、学校給食を行わなければならない。

(学校給食の基準)

第四條 学校給食においては、主食は小麦粉を主たる原料として製造したパン類とし、副食は乾燥脱脂ミルク(以下「ミルク」という。)及びその他の食品とし、且つ、これらのものは、文部大臣の定める基準に適合する栄養成分を含有するものでなければならない。

(都道府県に対する小麦粉等の譲与)

第五條 国は、学校給食の実施に必

要な数量の小麦粉及びミルクを都道府県に譲与するものとする。

2 政府は、食糧管理特別会計の負担において買入れた小麦に加工した小麦粉又は同会計の負担において買入れた小麦粉及び同会計の負担において買入れたミルクをもつて前項の規定による譲与を行うものとする。

3 前二項の規定による譲与は、当該小麦粉及びミルクを、農林大臣の指定する地において、都道府県の教育委員会に引き渡すことによつて行うものとする。

(学校の設置者に対する小麦粉等の譲与及び経費の負担)

第六條 都道府県は、前条の規定により譲与を受けた小麦粉及びミルクを、都道府県内の学校における学校給食の用に供するため、当該学校に引き渡すことによつて、当該学校の設置者に譲与しなければならない。但し、同条第三項の規定により引渡を受けた時以後における当該小麦粉及びミルクの輸送、貯蔵等に要した経費は、当該学校の設置者に負担させることができる。

(小麦粉等の利用)

第七條 学校においては、前条の規定により譲与を受けた小麦粉及びミルクを無償で学校給食の用に供しなければならない。

(施設設備及び栄養士等)

第八條 学校の設置者は、文部大臣の定める基準に従ひ、その設置する学校における学校給食の実施に必要な施設設備を整備しなければならない。

2 学校には、栄養士及び必要な員数の学校給食の調理に従事する職員を置かなければならない。

(国の補助)

第九條 国は、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、公立又は私立の学校の設置者に対し、左の各号に掲げる経費の二分の一以内を補助することができ

1 前条第一項の規定による施設設備の整備に要する経費

2 前条第二項に規定する栄養士及び学校給食の調理に従事する職員の給与に要する経費

3 前項の規定により国が私立学校の設置者に対し補助金を交付する場合においては、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第五十九條第一項から第六号までの規定を準用する。この場合において、学校法人以外の私立の学校の設置者に関しては、これらの規定中「学校法人」とあるのは「学校の設置者」と読み替えるものとする。

3 文部大臣は、私立学校の設置者で第一項の規定により補助金の交付を受けたものが左の各号の一に該当したときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をせず、又はすでに交付した当該年度の補助金を返還させるものとする。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

二 補助金交付の条件に違反したとき。

三 虚偽の方法によつて補助金の交付を受けたことが明らかにしたとき。

三 虚偽の方法によつて補助金の交付を受けたことが明らかにしたとき。

（学校給食費の徴収）

第十条 学校においては、学校給食を実施するために要する経費（前条第一項各項に掲げる経費を除く。）で政令で定めるものを学校給食費として徴収することができる。

（扶助）

第十一条 国は、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、経済的理由により前条の学校給食費を納付することが困難な者に対し、その納付すべき金額の全部又は一部に相当する金額を扶助金を支給することができる。

（物資の購入のあつ旋）

第十二条 政府及び地方公共団体の機関は、学校給食において低廉且つ良質な食品、燃料その他の物資を利用することができるよう、その購入のあつ旋に努めなければならない。

（報告の徴収及び監督）

第十三条 農林大臣は都道府県の教育委員会から、都道府県の教育委員会は学校の設置者から、学校給食の用に供するために国が譲与した小麦粉又はミルクに關し、その輸送又は引渡その他必要な事項について報告を徴収することができる。

2 文部大臣若しくは農林大臣又は都道府県の教育委員会は、必要があると認めるときは、当該職員をして、学校給食の用に供するために国が譲与した小麦粉若しくはミルクの管理若しくは利用について、当該管理若しくは利用を行う者に対し書類、帳簿等の閲覧を求

め、又は当該小麦粉若しくはミルクを保管し、若しくは取り扱う場所に立ち入つて当該小麦粉若しくはミルクについて必要な検査をさせることができる。

3 農林大臣は、前二項の規定による権限の行使については、文部大臣と協議しなければならない。

4 第二項の場合においては、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

5 前項の身分を示す証票について必要な事項は、文部省令・農林省令で定める。

（命令への委任）

第十四条 この法律に定めるものの外、この法律の施行に關し必要な事項は、命令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 この法律施行の際、現に学校給食を行つていない学校については、当分の間、第三条の規定は適用しない。但し、この法律施行後新たに学校給食を行うことになつた学校については、この限りでない。

3 この法律施行の際に第四条に規定する基準に適合しない学校給食を行つてゐる学校又は前項に規定する学校でこの法律施行後新たに同条に規定する基準に適合しない学校給食を行うこととなつたものについては、当分の間、その現に行つてゐる又は新たにを行うこととなつた学校給食の程度を低下させない限り、同条の規定にかかわ

らず、この法律の規定により学校給食を行つてゐるものとみなす。

4 学校給食を行う学校でこれに配置する栄養士を得ることができないものについては、当分の間、第八條第二項の規定にかかわらず、栄養士を置かないことができる。

5 食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「食糧及」を「食糧」に改め、「農産物等（以下農産物等と調フ）の下に」及「学校給食法（昭和二十九年法律第 号）ニ依リ政府力譲与スル乾燥脱脂ミルク（以下「ミルク」と調フ）」を「乾燥」の下に「譲与」を加える。

第二条、第三条及び第四条ノ三中「及農産物等」を「農産物等及ミルク」に改める。

第六条第一項中「及農産物等」を「農産物等及ミルク」に「乾燥交換」を「乾燥譲与交換」に改める。

第六条第二項中「及農産物検査法ノ規定ニ依ル農産物ノ検査経費」を「農産物検査法ノ規定ニ依ル農産物ノ検査経費並に学校給食法ノ規定ニ依ル小麦粉及ミルクノ譲与ニ因リ生ズル損失ノ補填金」に改める。

第六條ノ五中「及農産物等」を「農産物等及ミルク」に改める。

附則第六項中「及農産物等」を「農産物等及ミルク」に改め、「農産物等、」の下に「ミルク、」を加える。

6 教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項中「学校保健」の下に「学校給食」を加える。

第四十九條中第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 学校給食法（昭和二十九年法律第 号）に規定する学校給食の実施に關すること。

第五十條中第五号を次のように改める。

五 都道府県内の国立、公立及び私立の小学校、中学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校における学校給食法に規定する学校給食に關する企画並びに学校給食のための物資の管理及び利用に關すること。

7 文部省設置法（昭和二十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十二條中第五号を次のように改める。

五 学校給食に關し、その実施の基準を設定し、指導、助言及び援助を与え、並びに政府が譲与する小麦粉及び乾燥脱脂ミルクの管理及び利用について監督すること。

8 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四條中第四十七号の三の次に次の一号を加える。

四十七の四 学校給食法（昭和二十九年法律第 号）に基き小麦粉の譲与並びに乾燥脱脂ミルクの買入、保管及び譲与を行うこと。

第四十九條に次の一号を加える。

四 学校給食用小麦粉の譲与及び学校給食用乾燥脱脂ミルクの保管を行うこと。

第五十條に次の一号を加える。

六 学校給食用乾燥脱脂ミルクの買入及び譲与を行うこと。

二月十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案（衆）

一、学校教育法等の一部を改正する法律案（衆）

一、教育公務員特例法の一部を改正する法律案（衆）

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「並びに」を「市町村立高等学校の」に改め、「講師」の下に「並びに市町村立幼稚園の園長、教諭及び助教諭」を加える。

附 則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案

（学校教育法の一部改正）

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八條第一項中「事務職員」

を「事務教諭」に改め、同条第六項を次のように改める。

事務教諭は、教育に関する事務に従事する。

第五十條第一項中「事務職員」を「事務教諭」に改める。

第五十八條第六項の次に次の一項を加える。

事務職員は、事務に従事する。

第七十條中「第二十八條第六項」を削る。

第七十四條の次に次の一條を加える。

第七十四條の二 盲学校及び聾学校には、寮母を置かなければならない。但し、寄宿舎を置かないものにあつては、この限りでない。

寮母は、寄宿舎における児童又は生徒の世話及び教育に当る。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第二條 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一條中「寮母」の上に「寮母補」を加え、「及び事務職員」を「事務教諭及び事務助教諭」に改める。

(教育公務員特例法の一部改正)

第三條 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「養護教諭」の下に「事務教諭、寮母」を加える。

第二十條第二項中「授業」を「勤務」に改める。

第四條 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の一部を

次のように改正する。

第二條第一項中「養護助教諭」の下に「事務教諭、事務助教諭」を加え、「講師(以下教員という。)」を「講師並びに盲学校及びろう学校の寮母及び寮母補(以下教員と總稱する。)」に並びにこれらの学校を「学校」に「教育委員会」を「並びに教育委員会」に改める。

第三條第三項中「及び養護助教諭」を「養護助教諭、事務教諭、事務助教諭、寮母及び寮母補」に改める。

第四條第二項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 事務教諭免許状

第四條第二項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 寮母免許状

第四條第四項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 事務教諭仮免許状

第四條第四項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 寮母仮免許状

第四條第五項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 事務助教諭免許状

第四條第五項第八号の次に次の一号を加える。

九 寮母補免許状

第五條第一項本文中「若しくは第三」を「第三、第三の二若しくは第三の三」に改める。

第六條第二項中「第六」の下に「第六の二、第六の三」を加える。

別表第一備考第一号の二及び第一号の三中「及び第三」を「第三、第三の二及び第三の三」に改める。

別表第三の次に次のように加える。

別表第三の二

事務教諭	免許状の種類		基礎資格	教養科目	専門科目
	一級普通免許状	二級普通免許状			
事務教諭	大学又は文部大臣の指定する事務教諭養成機関に二年以上を修得すること。	大学又は文部大臣の指定する事務教諭養成機関に二年以上を修得すること。	大学又は文部大臣の指定する事務教諭養成機関に一年以上を修得すること。	一八	四〇
仮免許状	大学又は文部大臣の指定する事務教諭養成機関に一年以上を修得すること。	大学又は文部大臣の指定する事務教諭養成機関に一年以上を修得すること。	大学又は文部大臣の指定する事務教諭養成機関に一年以上を修得すること。	六	二四

別表第三の三

寮母	免許状の種類		基礎資格	教養科目	専門科目
	一級普通免許状	二級普通免許状			
寮母	大学又は文部大臣の指定する寮母養成機関に二年以上を修得すること。	大学又は文部大臣の指定する寮母養成機関に二年以上を修得すること。	大学又は文部大臣の指定する寮母養成機関に一年以上を修得すること。	一八	四〇
仮免許状	大学又は文部大臣の指定する寮母養成機関に一年以上を修得すること。	大学又は文部大臣の指定する寮母養成機関に一年以上を修得すること。	大学又は文部大臣の指定する寮母養成機関に一年以上を修得すること。	六	二四

別表第四備考第一号の二中「別表第六」の下に「第六の二、第六の三」を加える。

別表第六の二

事務教諭	免許状の種類		基礎資格	教養科目	専門科目
	一級普通免許状	二級普通免許状			
事務教諭	大学又は文部大臣の指定する事務教諭養成機関に二年以上を修得すること。	大学又は文部大臣の指定する事務教諭養成機関に二年以上を修得すること。	大学又は文部大臣の指定する事務教諭養成機関に一年以上を修得すること。	一八	四〇
仮免許状	大学又は文部大臣の指定する事務教諭養成機関に一年以上を修得すること。	大学又は文部大臣の指定する事務教諭養成機関に一年以上を修得すること。	大学又は文部大臣の指定する事務教諭養成機関に一年以上を修得すること。	六	二四

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	基礎資格	第二欄に規定する基礎資格を有すること	大学又は文部大臣の指定する最低修得単位数
受けようとする免許状の種類		補給した良好な成績を有すること	
寮 一級普通免許状	寮母の二級普通免許状を有すること	三	二〇〇
二級普通免許状	寮母の仮免許状を有すること	三	一〇〇
母 仮 免 許 状	寮母補の臨時免許状を有すること	三	二〇〇

（教育職員免許法施行法の一部改正）

第五條 教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第百四十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表中第二十一号の次に次のように加える。

号)の一番を次のように修正する。

事務級の普通免許

事務教諭の
二級普通免
許状

事務教諭の
仮免許状

寮母の一級
普通免許状

寮母の二級
普通免許状

寮母の飯免
許状

第二條の二 前條第一項の表の第二

3 前項の免許状の交付は、免状法第十六条第一項の規定の適用については、免許状の授与とみなす。

4 免許法第五条第一項但書第二号の規定は、第一項の規定により事務助教諭免許状又は寮母補免許状を有するものとみなされたる者に第七条第一項又は免許法

の規定により仮免許状を授与する場合については、適用しない。当該仮免許状を授与された者に二級普通免許状を授与する場合及び当該二級普通免許状を授与された者にさらに一級普通

免許状を授与する場合についても、同様とする。

5 第一項の規定による臨時免許状の有効期間は、免許法第九条第三項の規定にかかわらず、三年とする。

第六條の三 学校教育法等の一部を改正する法律施行の際現に学校（大学及び各種学校を除く。以下この項において同じ。）の事

務職員又は盲学校若しくはろう学校の寮母の職にある者であつて、それぞれ学校の事務職員又は

母（昭和二十三年三月三十一日以前）の盲学校又はろう学校における養母に相当するものを令むゝとして通算して十五年以上

良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有するものは、免職法第六條第一項の規定による教養職員検定により、それぞれ事

務教諭又は寮母の二級普通免許状の授与を受けることができる。

2 前項に規定する教育職員検定における学力及び実務の検定は、同項に規定する所轄庁の証明によつて行わなければならない。

3 第一項に規定する事務職員又は寮母としての勤務年数には、それぞれ学校教育法等の一部を改正する法律の施行後における事務教諭若しくは事務助教諭又は寮母補としての勤務年数を通算することができる。

4 免許法第五條第一項但書第二号の規定は、第一項の規定する者に二級普通免許状を授与する場合においては、適用しない。当該二級普通免許状を授与された者に第七條第一項又は免許法の規定により一級普通免許状を授与する場合についても、同様とする。

第七條第一項本文中「又は第二條」を「第二條、第六條の二又は前條」に改め、同項第五号の次に次の二号を加える。

五の二 事務教諭若しくは寮母の二級普通免許状を有するものとみなされた者又はその授与を受けることのできる者が、事務教諭又は寮母の一級普通免許状の授与を受ける場合

七年以上
五の三 事務教諭若しくは寮母の仮免許状を有するものとみなされた者又はその授与を受ける

けることのできる者が、事務教諭又は寮母の二級普通免許状の授与を受ける場合
五年以上

第七條第二項の表第六号中「養護教諭」の下に「事務教諭及び寮母」を加え、同表第七号中「並びに養護教諭免許状」を「養護教諭免許状、事務助教諭免許状並びに寮母補免許状」に改める。
(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第六條 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第六條第六項第二号及び第三号中「養護教諭」の下に「事務教諭、寮母」を加える。

附 則

1 (施行期日)
この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(国立又は公立の学校の事務職員又は寮母の職にある者についての経過措置)
2 この法律施行の際、現に国立若しくは公立の学校（大学を除く。以下同じ。）の事務職員又は国立若しくは公立の盲学校若しくはろう学校の寮母の職にある者は、別に辞令を發せられないときは、この法律施行の日において、それぞれ、当該学校の事務助教諭又は寮母補の職に就いたものとする。この場合においては、その者の俸給月額、は、辞令により、この法律施行の日の前日におけるその者の俸給月額を下らない額とする。

3 この法律施行の際現に国立若しくは公立の学校の事務職員又は国立若しくは公立の盲学校若しくはろう学校の寮母の職にある者であつて、この法律施行の際、引き続き国立又は公立の学校の事務助教諭又は寮母補に就いた者が、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）又は地方公務員法（昭和二十五年法律第六十一号）の規定により休職を命ぜられ、又は懲戒処分を受けている者であるときは、これらの者は、この法律施行の日において、法令の規定により休職を命ぜられ、又は懲戒処分を受けたものとみなす。この場合においては、当該休職又は懲戒処分の期間には、従前の休職又は懲戒処分の期間を通算するものとする。

4 この法律施行の際現に公立の学校の事務職員に就いた者のうち、教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）第八十四條の規定により恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定を準用されている者が、引き続き公立の学校の事務助教諭又は事務教諭の職に就いた場合に於ては、その者についての恩給法の準用については、なお、従前の例による。
(地方自治法の一部改正)

5 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。
別表第六第二号都道府県の部の

職名及び資格の欄中校長、教諭及び養護教諭に係る部分を次のように改める。

校長	教育職員免許法第三條第一項の定めるところによる。
教諭	教育職員免許法第三條第三項の定めるところによる。
養護教諭	教育職員免許法第三條第一項の定めるところによる。
事務教諭	教育職員免許法第三條第一項の定めるところによる。
寮母	別表第六第二号市町村の部中「養護教諭」を「養護教諭、事務教諭」に改める。

6 (教育委員会法の一部改正)
教育委員会法の一部を次のように改正する。
第六十六條第一項中「事務職員、」を削る。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案
教育公務員特例法の一部を改正する法律
教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。
目次中「第十五條」を「第十五條の二」に改める。
第五條第三項から第五項までを次のように改める。

3 審査を受ける者が、前項の説明書を受領した後三十日以内に請求したときは、大学管理機関は、口頭審理を行わなければならない、口頭審理は、審査を受ける者から請求があつたときは、公開して行わなければならない。
4 審査を受ける者は、すべての口頭審理に出席し、自己の代理人として弁護人を選任し、陳述を行い、証人を出席させ、並びに書類、記録その他のあらゆる適切な事実及び資料を提出することができ、
5 前項に掲げる者以外の者は、大学管理機関に対し、当該事案に関してあらゆる事実及び資料を提出することができ、
第十二條を次のように改める。
(国家公務員法及び地方公務員法の適用除外)
第十二條 学長、教員及び部局長については、国家公務員法第七十二條第一項及び第二項又は地方公務員法第四十條の規定は、適用しない。
第十三條の次に次の一條を加える。
(条件附任用の特例)
第十三條の二 校長又は教員で、すでに地方公務員法第二十二條第一項の規定により正式任用になつてゐる者が、引き続き当該都道府県又は当該都道府県内の地方公共団体の設置する学校の校長又は教員に任用された場合においては、その任用は、同項の規定にかかわらず条件附のものとし、
第十五條を次のように改める。
(転任、降任、免職及び懲戒)
第十五條 校長及び教員の転任、降任及び免職並びに懲戒について

は、それぞれ第五条、第六条及び
第九条の規定を準用する。この場
合において、これらの規定中「大
学管理機関」とあるのは、「選考
権者」と読み替えるものとする。

2 選考権者は、前項の規定により
審査を行った場合においては、任
命権者に対し、当該審査の経過及
び結果を書面で報告しなければな
らない。

(国家公務員法及び地方公務員法
の適用除外)

第十五条の二 校長及び教員につい
ては、国家公務員法第七十二条第
一項及び第二項又は地方公務員法
第四十条の規定は、適用しない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 この法律施行の際、現に大学管
理機関において改正前の教育公務
員特例法第五条（第六条第二項及
び第九条第二項において準用する
場合を含む。）の規定により審査中
の事案については、同条の改正規
定にかかわらず、なお従前の例に
よる。

昭和二十九年二月二十七日印刷

昭和二十九年三月一日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局